

生田緑地ビジョン



令和6（2024）年5月

川崎市

目 次

第1章 生田緑地ビジョン改定にあたって	1
1 生田緑地ビジョンに基づく取組の成果等	3
(1) 現ビジョン策定の背景	3
(2) 現ビジョン策定の趣旨	3
(3) 現ビジョンの計画期間	3
(4) 現ビジョンの対象区域	3
(5) 現ビジョンの基本的な考え方	4
(6) 現ビジョンに基づく取組の成果	6
2 ビジョン改定の背景	10
(1) 生物多様性の危機	10
(2) 都市計画区域内及び隣接区域において具現化する計画への対応	15
(3) 新たなビジョンの必要性について	22
ア 社会情勢の変化	22
イ 状況の変化等	30
ウ 現状の課題	50
エ 改定の経過	52
オ 検討において寄せられた意見等	53
カ 生田緑地ビジョンの改定に向けた検討事項	61
キ 改定に向けた視点の整理	68
ク 新たなビジョンの必要性について	72
3 ビジョンの計画期間	73
4 対象区域	73
5 ビジョンの策定体制	73
6 上位・関連計画における位置付け	74

7 生田緑地の概況	74
(1) 生田緑地の自然	74
(2) 生田緑地の施設	75
(3) 生田緑地の管理運営	76
第2章 生田緑地ビジョンの基本理念等	77
1 基本テーマ	77
2 基本的考え方	77
3 基本理念	78
第3章 基本方針に基づく施策の基本方向	79
1 資源ごとの将来像	79
2 施策の基本方向	80
3 施策の基本方向に基づく取組	81
(1) みどり・生物多様性	81
(2) 文化	81
(3) 施設	81
(4) 人（担い手・来園者）	82
(5) まちづくり	82
4 ゾーニングと整備の方向性	83
(1) ゾーニングと整備の方向性	83
(2) 東地区の考え方	84
(3) 東地区内における拠点等	85
参考資料	
川崎市公園緑地等整備計画推進委員会委員一覧	86
生田緑地ビジョン推進会議委員一覧	86
用語集	87

第1章 生田緑地ビジョン改定にあたって

生田緑地は、昭和 16（1941）年に川崎市都市計画緑地第一号として指定された緑地であり、川崎市の北西部、多摩丘陵の一角に位置する市内随一の緑の宝庫です。小田急線向ヶ丘遊園駅から約 1 km と近く、J R 及び小田急線登戸駅や J R 宿河原駅からも徒歩圏にあります。

標高 84m の杵形山に代表される起伏に富んだ地形を有しており、多様な動植物、歴史的な遺跡などが残された、市民の貴重な財産となっています。

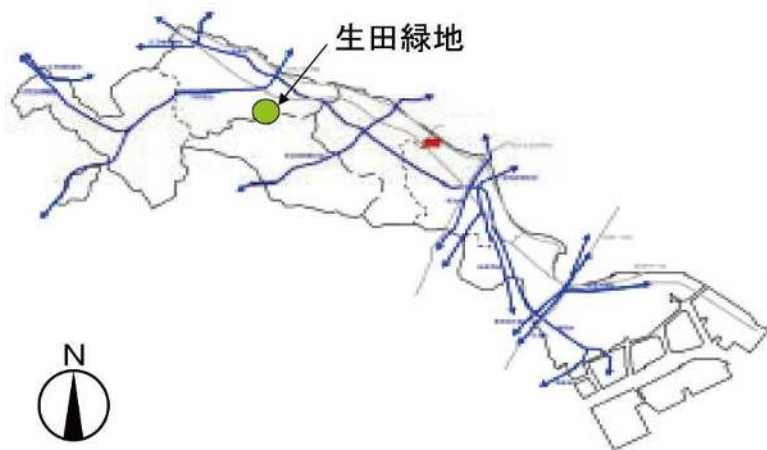
また、緑地内には中央広場、展望台のある杵形山広場、ホタルの里、しょうぶ園、ばら苑、自然探勝路、等さまざまな公園施設のほか、川崎市立日本民家園、川崎市青少年科学館（かわさき宙と緑の科学館）、川崎市岡本太郎美術館、川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムなど個性豊かな文化施設が設置されています。

この生田緑地については、平成 23（2011）年 3 月に策定した「生田緑地ビジョン」に基づく基本理念『豊かな自然・文化・人・まちが共に息づき緑がつなげる持続可能な生田緑地の実現』に向けて取組を進めてきました。

一方、新型コロナウイルス感染症を経たニューノーマルな社会への対応など社会情勢の変化や、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺のまちづくりの進展、ナラ枯れをきっかけに顕在化した生物多様性の危機への対応などの状況の変化を踏まえ、生田緑地ビジョンを改定する必要があります。

第2章 公園種別：総合公園

- ・ 所在地：多摩区杵形 6、7 丁目他、宮前区初山 1 丁目他
- ・ 都市計画決定面積：179.7ha（令和 4（2022）年 4 月 7 日変更）
- ・ 川崎都市計画緑地 1 号生田緑地（昭和 16（1941）年都市計画決定）



【川崎市における生田緑地の位置】



【生田緑地の位置】

区 域 の 概 要

生田緑地は概ね次の区域に分けられます。

① 中央地区

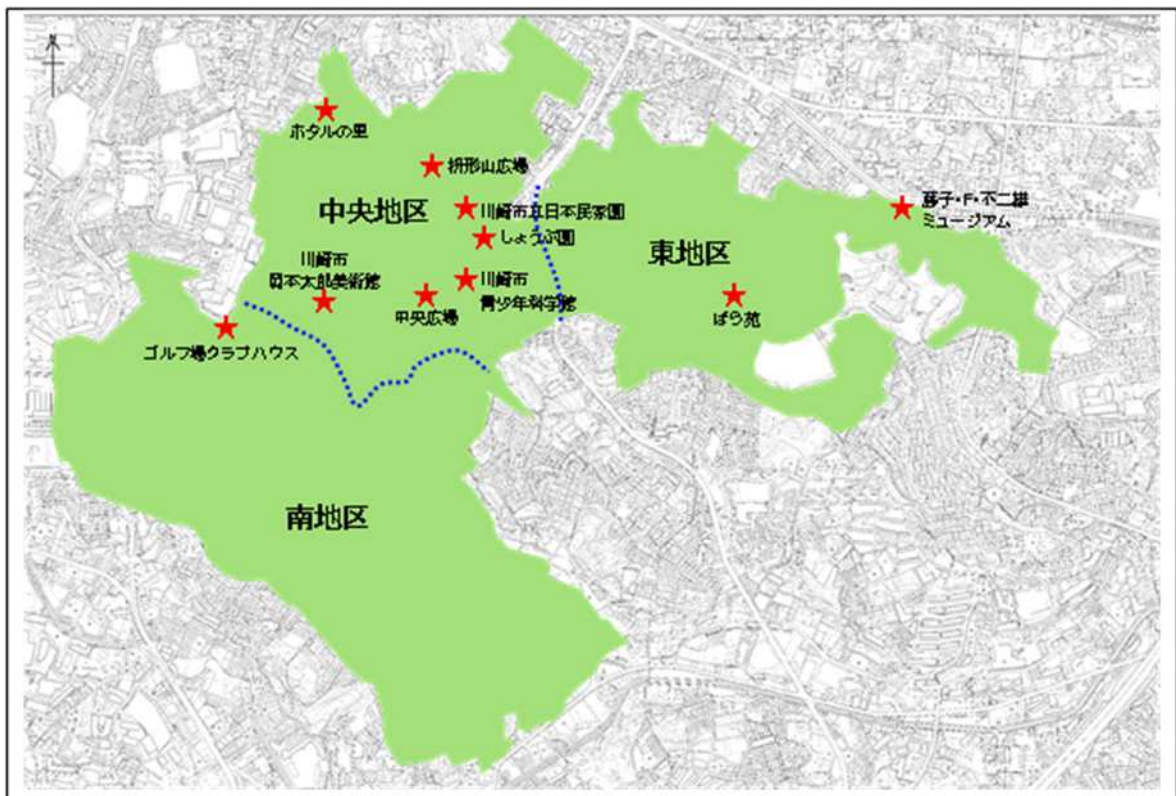
多摩区枳形 6・7 丁目、東生田 2・4 丁目（中央広場、枳形山広場、ホタルの里、しょうぶ園、自然探勝路、川崎市立日本民家園、川崎市青少年科学館、川崎市岡本太郎美術館など）

② 南地区

多摩区枳形 7 丁目、東三田 2・3 丁目、宮前区初山 1 丁目（ゴルフ場とその周辺区域）、菅生 1 丁目

③ 東地区

多摩区東生田 1・2・3 丁目、宿河原 2 丁目、長尾 2・3 丁目（ばら苑、向ヶ丘遊園跡地、川崎市 藤子・F・不二雄ミュージアムなど）



1 生田緑地ビジョンに基づく取組の成果等

(1) 現ビジョン策定の背景

ア 自然環境保全の重要性の高まり

生田緑地周辺の宅地化などによる緑・自然環境の喪失が進み、生田緑地の自然環境を保全することの重要性が高まっていました。

イ 施設の更新・整備の実施・計画

かわさき宙（そら）と緑の科学館（川崎市青少年科学館）の改築や中央広場の改修のほか、川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムの整備など、さまざまな施設の更新・整備が実施・計画されていました。

ウ 登戸・向ヶ丘遊園駅エリアのまちづくり

生田緑地への玄関口としての役割を担う、登戸・向ヶ丘遊園駅を中心としたエリアのまちづくりを進める上で、優れた自然環境やさまざまな施設を有する生田緑地は、中心的な役割が期待されていました。

(2) 現ビジョン策定の趣旨

ア 生田緑地のめざすべき将来像を示す

生田緑地にかかわるさまざまな主体が共通の想いを持って活動や取組を進めることができるよう、誰もが共有できる「生田緑地のめざすべき将来像」を示す構想として策定しました。

イ 将来像の実現に向けた取組の方向性を示す

豊かな自然環境の中に文化施設などが立地する生田緑地の魅力をより一層高めるため、生田緑地の自然環境を保全する取組と公園利用の調整、魅力ある施設の整備・充実、効果的・効率的な管理運営体制の構築、多様な主体との協働、北部のまちづくりとの連携、生田緑地の魅力の戦略的な発信に向けた取組の方向性を明らかにしました。

(3) 現ビジョンの計画期間

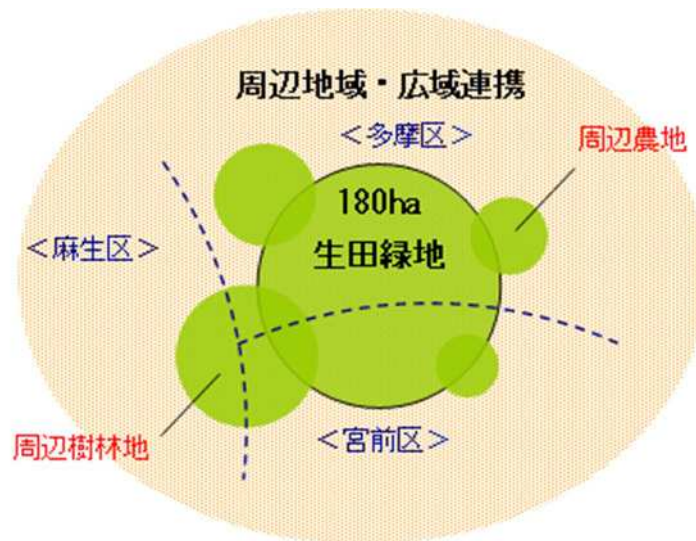
平成 23（2011）年から概ね 10 年

(4) 現ビジョンの対象区域

都市計画緑地としての決定区域（約 180ha）。

生田緑地と連担する樹林地や農地、生田緑地の玄関口となる登戸・向ヶ丘遊園駅を中心としたエリアを対象区域に含めます。

生田緑地ビジョン対象区域図



(5) 現ビジョンの基本的な考え方

ア 保全と利用が好循環するしくみづくり

生田緑地を市民の財産として持続可能なものにしていくためには、緑地の保全を前提としながら緑地の利用との調整により、両者の好循環を発生させることが、生田緑地ビジョンの基本的な考え方です。

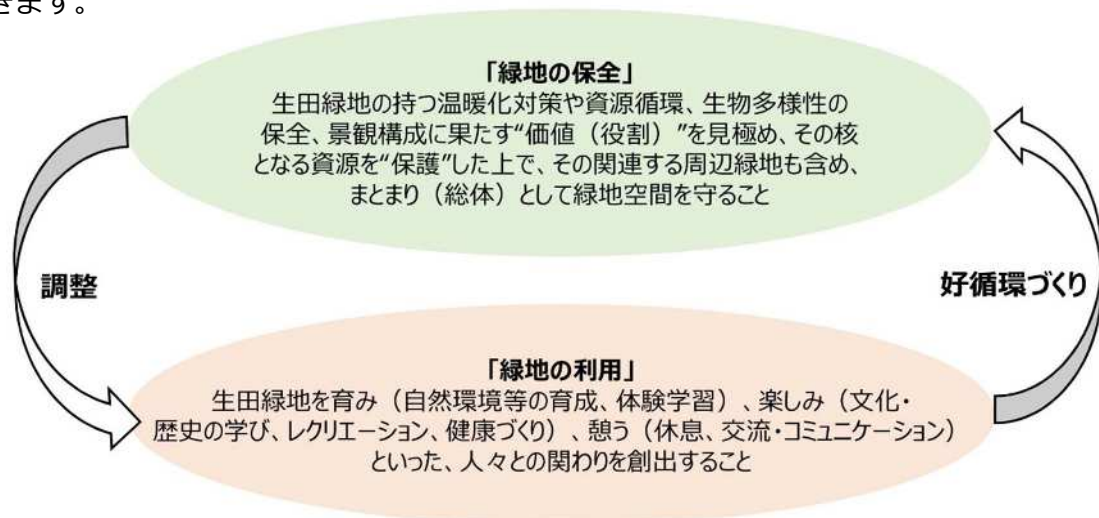
現ビジョンの基本的な考え方

生田緑地を市民の財産として持続可能なものとしていくために、

**『緑地の存在効用（保全）を前提とした利用効用（利用）との調整により、
両者が好循環するしくみをつくる』**

ことにより目的の実現を図ります。

生田緑地内の動植物などの生息空間を守るためには、保全に『保護』の概念も組み入れていきます。



イ 基本構想

「緑地の存在効用（保全）と利用効用（利用）の調整により、両者が好循環するしくみ」により、多摩丘陵の一角に位置する生田緑地の貴重な自然環境を将来にわたって守り、生田緑地の有する歴史・文化資源や多くの人的資源を持続可能な形で継承し、まちと自然、人と人をつなげる生田緑地をめざします。

基本理念（生田緑地のめざす将来像）

**豊かな自然・文化・人・まちが共に息づき
緑がつなげる持続可能な生田緑地の実現**

ウ 現生田緑地ビジョンの施策体系

現生田緑地ビジョンの施策体系図



(6) 現ビジョンに基づく取組の成果

ア 自然環境の保全に係る取組の充実

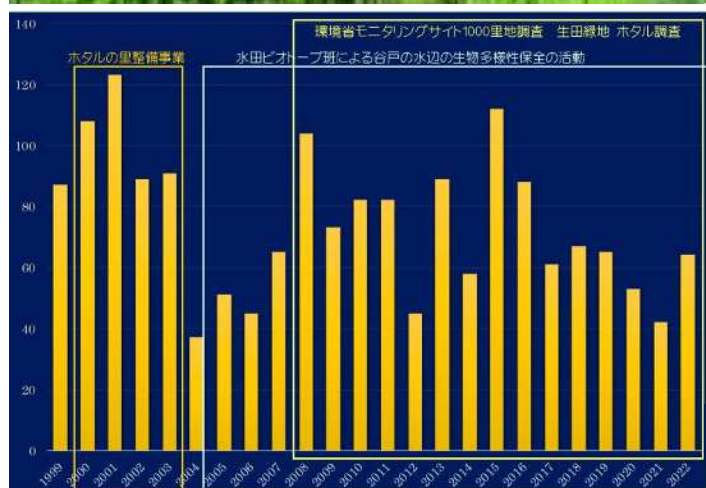
生物多様性保全に貢献するボランティア活動や生田緑地の谷戸や雑木林で、多様な生物の生息できる環境づくりと里山らしい景観づくりを目指す活動が市民主体により持続的に行われています。(基本方針 1・3・4)



生田緑地自然環境保全会議市民部会
＜愛称＞ 里山倶楽部による樹林地管理



かわさき自然調査団水田ビオトープ班
による自然保全活動



ホタルの国のゲンジボタル出現数の推移

【出典：特定非営利活動法人かわさき自然調査団 水田ビオトープ班】

イ 施設整備・改修の進捗

川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムの開館、東口ビジターセンター、西口サテライト、川崎市青少年科学館（通称：かわさき宙と緑の科学館）の改修、クラブハウスの改築、中央広場の改修、周遊散策路整備等（基本方針2）



川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム



東口ビジターセンター



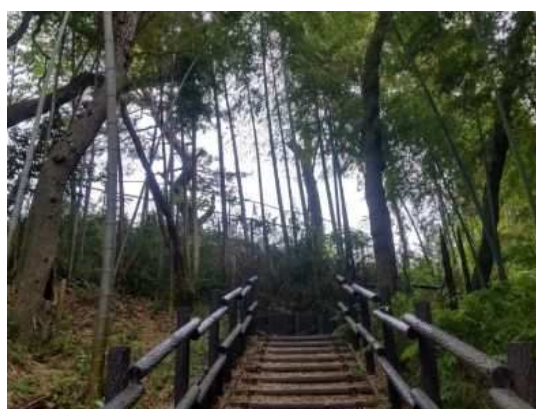
川崎市青少年科学館



川崎国際生田緑地ゴルフ場クラブハウス



中央広場の改修



周遊散策路の整備

ウ 好循環の創出に向けたプラットフォームの設置

生田緑地にかかわる多様な主体が集まり、相互に連携・調整しながら、合意形成を図ること等を目的にした協働のプラットフォームとして生田緑地マネジメント会議を設立しました。会議に加えて、会員の発議によるおもてなしプロジェクト等、新たな取組が芽生えました。(基本方針 1・3・4・5)



生田緑地マネジメント会議の開催



おもてなしプロジェクト(ばら苑案内)



シンポジウムの開催状況



工業高校と連携した看板づくり



シンポジウム「生田緑地と市民活動のあり方」の開催【平成 29(2017)年度】

エ 横断的な管理運営体制の構築

中央地区及び3館(川崎市岡本太郎美術館・川崎市立日本民家園・川崎市青少年科学館)を対象にした指定管理者制度による横断的な管理運営体制が実現したことで、学芸業務等と施設運営業務等の連携が図られ魅力が向上。川崎国際生田緑地ゴルフ場を対象にした指定管理者制度を導入。(基本方針2・3・6)



緑地全体の魅力発信するためのスタンプラリーの実施



緑地内のドングリ等を活用したおもてなし



緑地内の情報を一体的に発信するパンフレット

オ 魅力を高める取組とその発信

園芸まつり 森のマルシェ、食の祭典など地元商店街や企業と連携したイベント、お月見フェスタなどの開催、ホームページ・SNSの活用等(基本方針1・3・4・5)



森のマルシェの開催



メタセコイアの下でヨガ



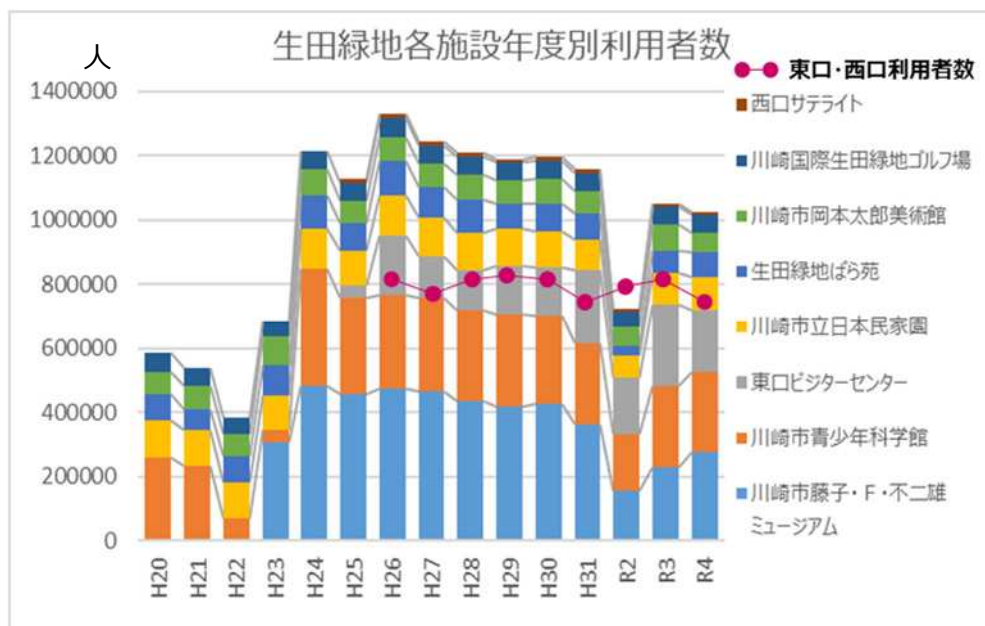
お月見フェスタの開催状況



統合されたHP及びSNSの活用

カ 生田緑地各施設年度別利用者数

各施設の利用者数については、藤子・F・不二雄ミュージアムの新設や青少年科学館の改築の影響が大きいため、ビジョン策定前との単純比較はできませんが、コロナ前は年間約 120 万人の利用者を維持していました。なお、東口・西口の利用者数は、コロナ禍においても大きく減少しておらず、施設利用者の減を補うだけの公園（オープンスペース）のニーズの高まりがあったことを確認しました。（基本方針 4・5・6）



2 ビジョン改定の背景

(1) 生物多様性の危機

ア 生田緑地の生物多様性

生田緑地は、周囲を市街地に囲まれているにもかかわらず、まとまった規模の自然環境が残されており、ホトケドジョウをはじめとする地域固有の貴重な動植物が生息しています（生田緑地内にて生息が確認されている絶滅危惧種は 40～50 種）。

生田緑地の貴重な緑・自然環境と生物多様性は、市民協働による持続的な取組により保全されてきました。また、生物多様性の調査・把握についても、絶え間ない市民の努力により継続的に行われてきました。このような取組は全国的においても先進的な事例となっており、本市においても類似活動の中心的な拠点となっています。

イ 本市の生物多様性の拠点である樹林地が、大きな変化に直面

生田緑地では、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により、コナラ等が集団的に枯損する「ナラ枯れ」が平成 30(2018)年頃から発生し、令和 4(2022)年 12 月時点で、累計 1,874 本が被害を受けており、保全するとしてきた「緑地」に危機的な変化をもたらすことが予想されています。

公園管理者の対応は、大量の枯損木の発生に対して園路・施設や近隣民家への落枝を防止するための安全確保を優先せざるを得なく、根本的な対応には至っていません。

(7) 立ち枯れの状況



ナラ枯れした樹木



民有地に隣接する緑地におけるナラ枯れした樹木

(イ) ナラ枯れにより樹林地がモザイク化



Map data ©2018 Google
平成 30 (2018) 年 4 月



Map data ©2021 Google
令和 3 (2021) 年 4 月
(令和 3 (2021) 年 8 月時点のナラ枯れした樹木の位置を重ね合わせ)

(ウ) 平成 31/令和元年（2019）年度以降の被害状況

生田緑地におけるナラ枯れによる被害の推移（累計N = 1,874 本）

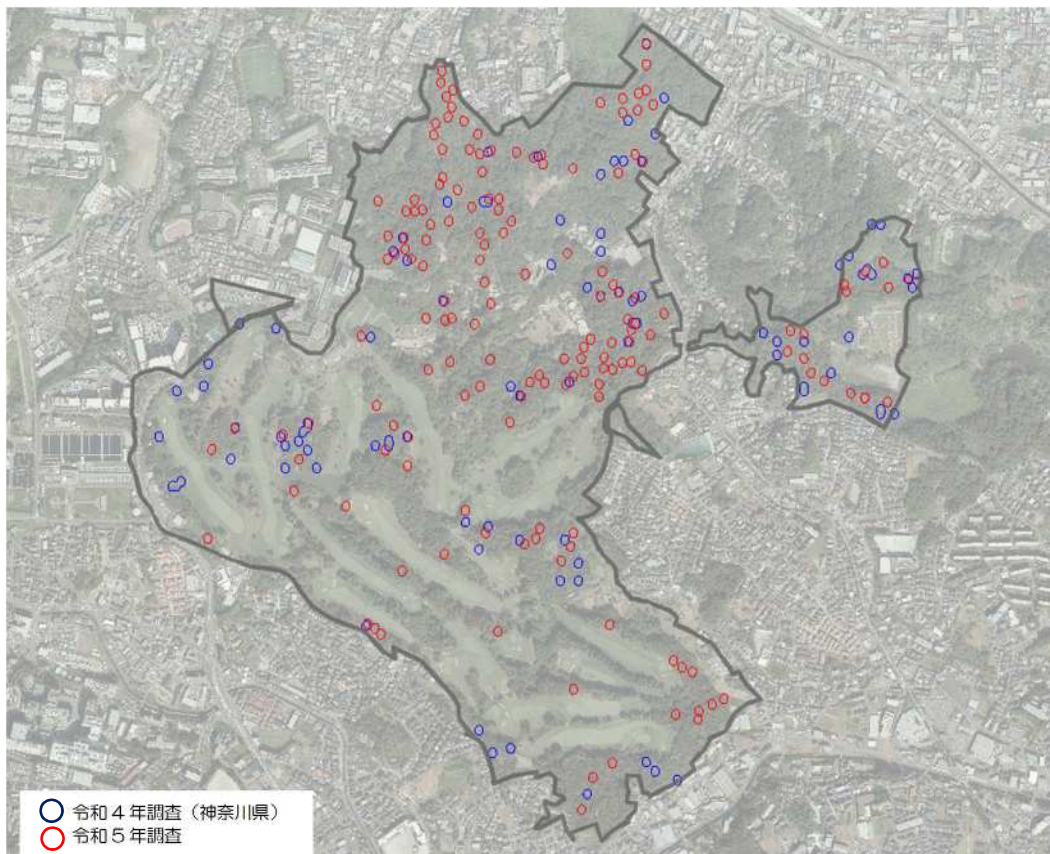


ナラ・カシ類、シイ類の集団枯損（ナラ枯れ）

は、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により引き起こされる病気（ブナ科樹木萎凋病）です。カシノナガキクイムシは穿孔して樹体内に病原菌を持ち込みます。病原菌は孔の周囲の組織を殺すため、カシノナガキクイムシが大量発生して多数の穿孔をあけると被害を受けた樹木はやがて枯死します。カシノナガキクイムシは高齢の大径木を好んで繁殖することから、樹林の高齢化・高林化・大径木化を避けることが基本的な再発防止策といえます。

緑地全体のナラ枯れの状況の把握

- ・ 空中写真測量に基づく生田緑地内のナラ枯れ箇所調査結果をみると、令和 4 (2022) 年に県が実施した調査の 83 か所に対し、市が令和 5 (2023) 年 10 月実施した調査では 162 か所となっており、約 1 年で倍増している状況となっています。
- ・ 上記 2 か年の調査結果からナラ枯れ箇所の分布状況を比較すると、中央地区で分布の拡大が急速に進んでおり、同地区は顕著な蔓延状況にあるといえます。



ウ 緑に関わる担い手の持続性

生田緑地の緑を支えてきた市民の高齢化や、市民活動を支えてきた学識経験者の担い手不足等に直面しており、持続性の確保が課題となっています。生田緑地の植生管理については、生田緑地マネジメント会議自然環境保全管理会議において、生物多様性に資する多くの議論と活動を踏まえた提言書づくりなどを行っていますが、参加者の固定化、高齢化が課題となっています。生田緑地の生物多様性保全に関わる取組は、人と自然との関わりにより保全されてきたことから、この生物多様性を保全するため、この活動に市民が興味を持ち、持続的に関わっていただける仕組みづくりが必要となっています。

(ア) 保全にかかわる市民活動の経緯

市は、都市計画事業として用地を買収することで、生田緑地の生物多様性の基礎となる緑を守ってきました。公園として取得してからは、園路や広場の整備・管理に取り組みましたが、里山として利用されてきた雑木林や湿地などの緑の管理は、概ね自然の遷移に任せてきました。

里山としての維持・保全の取組は、生田緑地の雑木林を育てる会、特定非営利活動法人かわさき自然調査団、飛森谷戸の自然を守る会等による市民活動が主に担ってきました。

生田緑地で活動する市民団体と市が植生管理について協議するための場として「生田緑地植生管理協議会」が平成 14（2002）年 12 月に組織（行政は、北部公園事務所と川崎市青少年科学館が参加）されました。

この協議会では、団体間の活動調整等を行うだけでなく、市民主体が植生管理計画づくりを進めることで、市民が気軽に植生に関わる知識や活動ができる場として、「生田緑地植生管理協議会市民部会」が平成 19（2007）年 12 月に設置され、現在の「生田緑地自然環境保全管理会議」の活動につながっています。

生田緑地の生物多様性を調査・把握する取組においては、川崎市青少年科学館が自然環境調査を行う中で育てた、「特定非営利活動法人かわさき自然調査団」が、自然調査を担ってきました。特に「特定非営利活動法人かわさき自然調査団」は、環境省が進める生物多様性に関わる取組である「モニタリングサイト 1000」に登録し、生態系「里地」の調査に協力し、生田緑地の生き物の多様性をモニタリングしてきました。

エ 生物多様性に関わる取組（自然環境に関わる知見の高度化等）への対応が必要

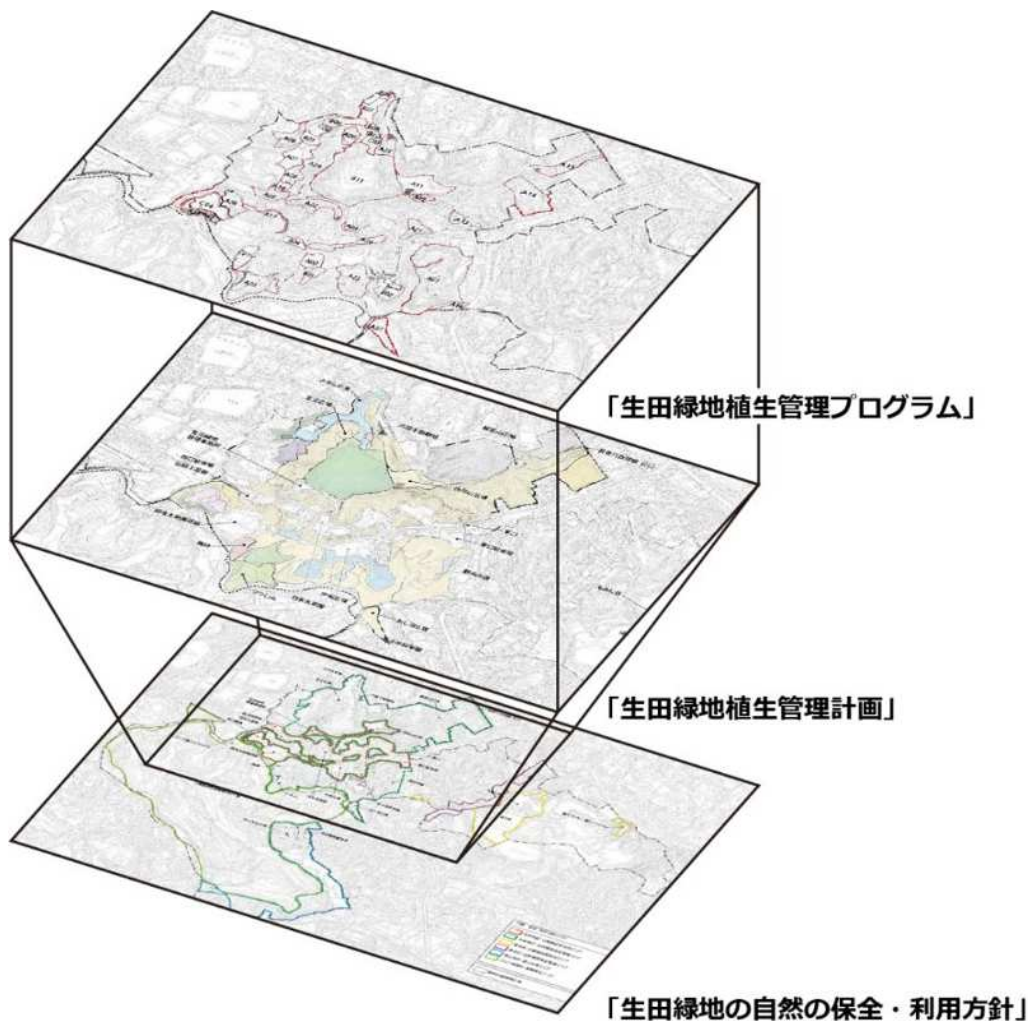
生田緑地マネジメント会議自然環境保全管理会議において、生物多様性に資する多くの議論や活動を踏まえた提言書や植生管理プログラムづくり等がなされていますが、提言書への対応やプログラム運用の持続性の確保が課題となっています。

また、緑地内の自然環境に関わる団体は、活動の実績、専門性の高さなど市内で唯一または同種の活動においてもリーディング的な存在であり、その活動により保全されている自然環境の価値の共有や理解の醸成、取組に携わってもらう仕組みづくりが必要となっています。

生田緑地植生管理計画

- ・「生田緑地の自然の保全・利用方針」（平成 25（2013）年 8 月、川崎市）は、生田緑地のエリアごとの特性に応じた自然の保全及び利用の大きな方向性が定められています。
- ・「生田緑地植生管理計画」は、植生を含む生態系の保全・育成を行うための具体的な管理の計画です。
- ・市民は、計画に基づく植生管理作業を行うため、作業内容や時期、貴重種の情報などをまとめた「植生管理プログラム」に基づき活動しています。
- ・「植生管理プログラム」に基づく作業は、取り返しのつく範囲で「やって・みて・考える」順応的管理を基本として行われていますが、モニタリングや活動の振り返りなどの運用において、活動団体ごとに差異が生じていることが課題となっています。

生田緑地の植生管理関連計画の構成



(2) 都市計画区域内及び隣接区域において具現化する計画への対応

ア 向ヶ丘遊園跡地における利用計画との連携

生田緑地の都市計画区域内に立地する向ヶ丘遊園が平成 14（2002）年に閉園し、その跡地活用にあたって平成 16（2004）年に「向ヶ丘遊園跡地に関する基本合意書」を小田急電鉄（株）と締結するとともに、令和元（2019）年に「生田緑地整備の考え方」をとりまとめ、向ヶ丘遊園跡地に残る貴重な緑の保全、生田緑地の魅力向上及び良好なまちづくりに寄与する跡地活用の検討を進めてきました。

令和 3（2021）年 3 月に跡地利用に関わる環境影響評価や、令和 4（2022）年 4 月に都市計画変更等の手続きを完了していますが、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、小田急電鉄（株）は、計画内容を見直しています。

向ヶ丘遊園跡地利用計画は、生田緑地との相乗効果が期待されるものであり、ばら苑の再整備、維持管理運営等も含めた新たな連携も期待されます。

向ヶ丘遊園跡地に関する基本合意書（抜粋）（平成 16（2004）年 11 月締結）

向ヶ丘遊園は、昭和 2 年に開園し、以来、75 年間の長きにわたり開業してきたが、惜しまれつつ平成 14 年 3 月をもって閉園した。

向ヶ丘遊園は生田緑地の都市計画決定以前から開園しており、多摩丘陵の緑豊かな自然を生かし、花と緑の遊園地として、川崎市民をはじめ首都圏の方々に親しまれ、生田緑地の一部としての役割を十分に果たしてきた。

閉園後の跡地活用については、この 3 年間、「環境共生」を前提に協議を進め、このたび、多摩丘陵の緑豊かな自然を次世代に残すため、川崎市と小田急電鉄株式会社は相互理解を深め一致協力して跡地活用を推進していくこととし、次の通り合意に達した。

- 1 小田急電鉄株式会社は、向ヶ丘遊園跡地の貴重な緑を保全する。
- 2 川崎市は、緑の保全にあたり、必要な支援を行う。
- 3 小田急電鉄株式会社は、都市計画緑地内の自社管理地を一定のルールのもと、市民に開放し、向ヶ丘遊園の花と緑の歴史を継承する。
- 4 川崎市は、計画区域に隣接する緑豊かな区域を都市計画緑地の区域に編入し、緑の少ない遊戯施設が設置されていた区域を都市計画緑地の区域から除外する。
- 5 跡地活用は、良好なまちづくりに寄与する計画とする。
- 6 川崎市と小田急電鉄株式会社は、敷地内に存する個人地権者の意向を尊重する。

生田緑地整備の考え方（抜粋）（令和元（2019）年6月策定）

「自然の保全・利用」「憩い・賑わい・交流の創出」「防災機能の向上」の3つの視点から今後の整備に向けた方向性が示されています。

今後の整備の方向性

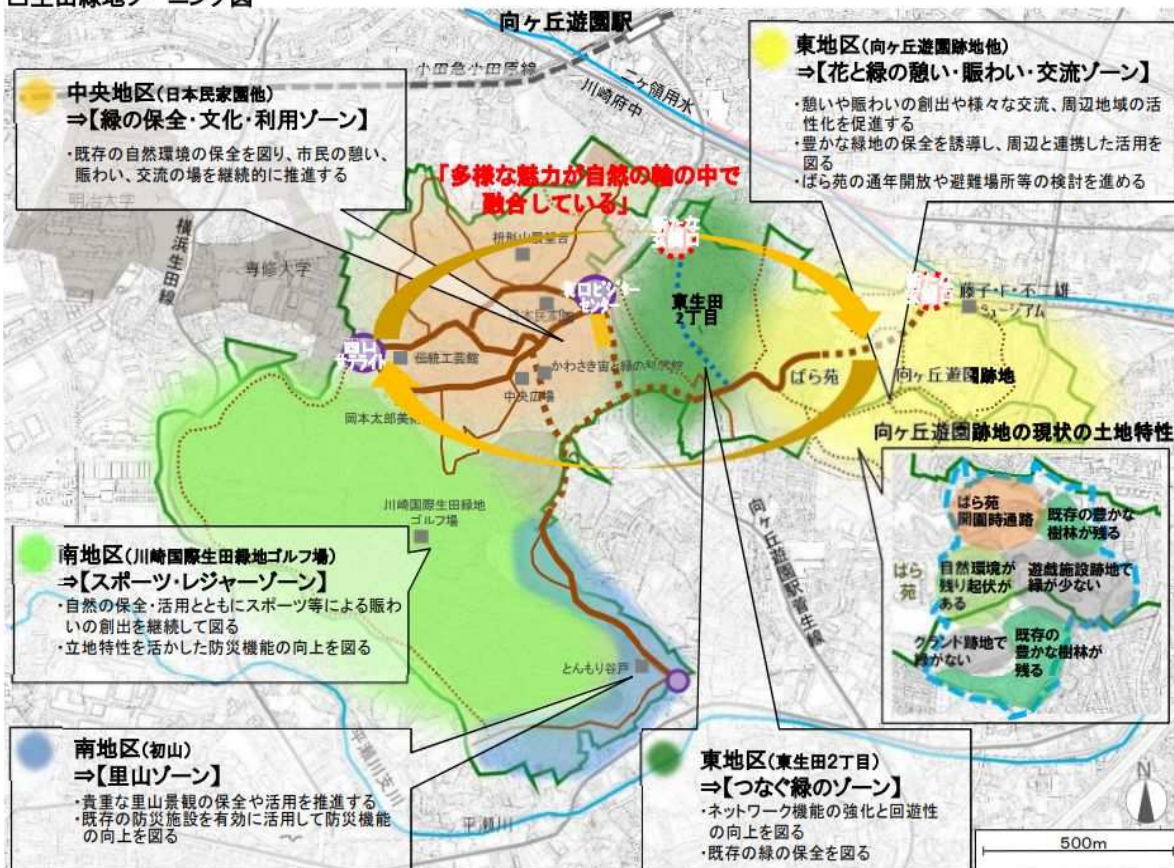
生田緑地の価値・魅力向上に向けては、今後の整備に向けた3つの視点から見た課題への対応が必要であり、そのために行うべき今後の整備の方向性をゾーニングと共にここに示します。

□3つの視点から見た今後の整備の方向性

自然の保全・利用	「生田緑地の自然の保全・利用方針」を踏まえ、生田緑地の自然を保全していくとともに、自然の利活用を図っていくことで、保全と利用の好循環を生み出します。
憩い・賑わい・交流の創出	魅力要素のさらなる充実、緑地内の回遊性向上、民間事業者等との連携・誘導などにより、賑わい交流の創出を図ります。
防災機能の向上	オープンスペース、新たな玄関口、散策路等の整備により避難者受入機能を拡充し、防災機能の向上を図ります。

■未供用のエリアが多く存在する東地区については、小田急電鉄による向ヶ丘遊園跡地整備の方向性が示されたことにより、豊かな自然環境を活かした新たな賑わいの創出による生田緑地全体の価値・魅力の向上や地区間連携による相乗効果等が期待されていることから、**特に優先的に整備に取り込む地区として設定します。**

□生田緑地ゾーニング図



生田緑地整備の考え方（抜粋）（令和元（2019）年6月策定）（前ページに続く）



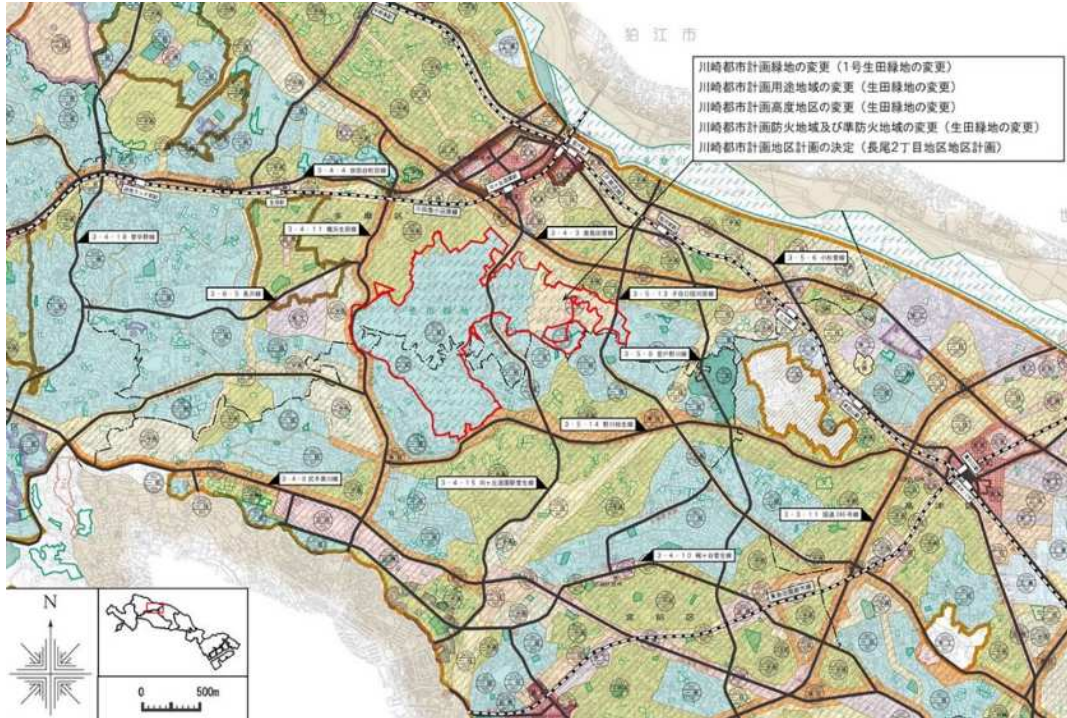
「みどり拠点」として相応しい土地利用を進めることを目的とし、遊園跡地の特性を活かした上で、生田緑地における様々な課題を解決し、生田緑地の価値・魅力の向上を実現していくため、下記のような各エリアの方向性を示し、事業者の誘導を図ります。

【土地利用の考え方】

- ・現在都市計画緑地の区域外となっている多摩川崖線軸の一部を構成する良好な樹林地については、都市計画緑地の区域に編入し、現在都市計画緑地区域内で緑が少ないエリアを区域から除外することで、良好な既存緑地の保全を図るとともに新たな生田緑地の魅力が向上する憩いや賑わい、交流の場の創出を促進します。また、区域から除外するエリアについては、一定の緑化が図られるように、地区計画等を定めてまいります。
- ・遊園跡地の新たな機能（飲食・休憩施設等の新たな憩いや賑わい、交流の場）が適切に配置されるよう誘導し、遊園跡地内外のアクセス性・回遊性向上を図るための地区連携軸を形成し、遊園跡地の整備を促進していきます。
- ・生田緑地にある多くの個性や多様な機能等と連携し、相乗効果を発現します。
- ・ばら苑の通年開放や駐車場の有料化（民間活力導入含む）を検討していくことで、さらなる賑わいの創出とともに、防災に配慮した空地の確保を図ります。

生田緑地に関わる都市計画の決定及び変更（令和4（2022）年4月変更）

本市では、向ヶ丘遊園跡地の貴重な緑を保全するとともに、良好なまちづくりに寄与する跡地活用の検討を進め、令和4（2022）年4月に必要な都市計画決定及び変更を行いました。



緑地の変更（1号生田緑地の変更）

向ヶ丘遊園跡地利用の方向性が定まったことを踏まえ、現在、都市計画緑地の区域外となっている多摩川崖線軸の一部を構成する良好な樹林地については、都市計画緑地の区域に編入し、現在、都市計画緑地区域内で緑が少ないエリアを区域から除外することで、良好な既存緑地の保全を図るとともに、新たな生田緑地の魅力が向上する憩いや賑わい、交流の場の創出を促進するために、都市計画緑地の区域の変更（179.3ha ⇒ 179.7ha）を行いました。

用途地域及び高度地区の変更

長尾2丁目周辺地区における区域面積約0.3haについて、緑地の変更に併せ、用途地域の変更を行いました。また、長尾2丁目周辺地区における区域面積約0.2haについて、用途地域の変更に併せ、高度地区の変更を行いました。

防火地域及び準防火地域の変更

長尾2丁目周辺地区における区域面積約4.7haについて、緑地及び用途地域の変更に併せ、防火地域及び準防火地域の変更を行いました。

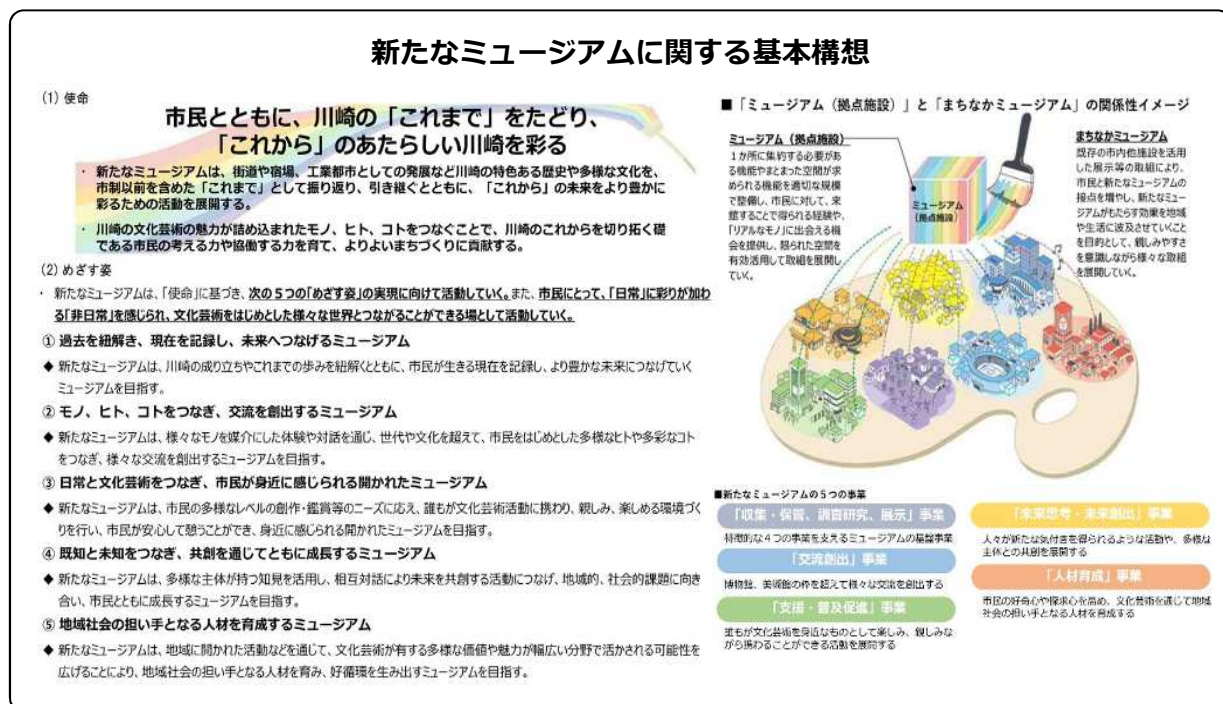
地区計画の決定

生田緑地に隣接する長尾2丁目地区において、地区内の緑を保全するとともに、さらなる魅力向上に向けて、樹林地を活かした憩いや賑わい、交流機能の創出を図るため、約6.7haの区域について、地区計画を決定しました。

イ 新たなミュージアム構想への対応

(ア) 新たなミュージアムに関する基本構想

川崎市は、令和元年東日本台風により被災した市民ミュージアム（川崎市中原区等々力緑地内）の被災リスクの少ない場所での再建に向けて、令和5（2023）年6月に「新たなミュージアムに関する基本構想」を策定し、新たなミュージアムの「使命」及び「めざす姿」を明らかにするとともに、新たなミュージアムの事業展開の方向性や開設候補地など、その整備の概要を示しました。



「生田緑地ばら苑隣接区域」を開設候補地

「生田緑地ばら苑隣接区域」を開設候補地として位置づけしており、開設地決定に向けて、緑地や周辺のまちづくりに与える影響等について整理した上で、隣接する土地を所有する小田急電鉄（株）や緑地に関わる団体等との調整を進めていく必要があります。

開設地の決定に向けて

「新たなミュージアムに関する基本構想」では、新たなミュージアムの開設地の決定に向けた課題を以下のように記載しています。

- 「生田緑地ばら苑隣接区域」については、事業展開や施設整備にあたり、自然環境や周辺景観への配慮等を考える必要がある。また、アクセス面での課題や新たなミュージアムに通じる接道やインフラの整備、周辺交通への影響も考慮していく必要がある。

- ・ 現在、本市では、「生田緑地ビジョン」の改定や「ばら苑管理運営整備方針」の策定に向けた検討を進めているほか、開設候補地が位置する「生田緑地東地区」においては、民間事業者による向ヶ丘遊園跡地利用計画が進行している状況であることから、これらの関連計画への影響も考慮する必要がある。
- ・ 今後、「生田緑地ばら苑隣接区域」の開設地決定に向けて、生田緑地周辺の関係団体や関連計画に係る民間事業者などとの意見交換を進めていく。また、新たなミュージアムを開設することにより生み出される効果や、文化芸術、自然、まちづくりの連携により発揮される相乗効果を活かした周辺エリアの賑わいの創出や、市民の健康で心豊かな生活に貢献することを目指し、幅広く市民の意見を聴きながら、「生田緑地ばら苑隣接区域」ならでの事業展開等に係る検討を進めていく。

今後の進め方として、開設候補地に係る調整等について以下のように記載しています。

- ・ 「生田緑地ばら苑隣接区域」について、今後、正式な開設地としての決定を目指し、関係団体等と協議・調整し、自然環境への配慮や道路・インフラ整備等の想定される課題に対して、関連計画との整合性を図りながら取組を進めていきます。また、エリア全体の価値向上を視野に入れ、持続可能な生田緑地の実現への貢献や、登戸・向ヶ丘遊園駅を中心としたエリアの更なる賑わいの創出や魅力向上への寄与を図るべく、周辺施設との連携や新たな魅力づくりなどを含め、市民をはじめ、様々な主体からご意見を伺いながら、検討を進めていきます。

令和 5（2023）年 8 月「新たなミュージアムの開設候補地に係る協議に関する覚書」

「生田緑地ばら苑隣接区域」を正式な開設地として決定するために必要な工程である、新たなミュージアムの通行ルート等に係る調査・検討について、相互に関連・影響する事項として、双方が協力して進めることを目的とし、令和 5（2023）年 8 月 15 日に「新たなミュージアムの開設候補地に係る協議に関する覚書」を小田急電鉄（株）と締結しました。

■ 覚書別紙



ウ 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョン

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区は、土地区画整理事業の進捗により、駅周辺や2つの駅をつなぐ商業エリアなど、中心拠点の核となるまちづくりを進めていく段階となり、当事業区域外においても土地利用更新の動きがあることから、目指すまちの将来像等を多様なステークホルダーと共有し、それぞれが連携して地域生活拠点にふさわしい魅力あるまちづくりを推進するため、本市は令和3（2021）年7月に「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョン」を策定しました。

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョン

■ まちの将来像

『豊かな自然や文化に包まれた、活気とつながりのある心が弾むまち』

- ・ 当地区は、「集う・訪れる・暮らす・働く」宿場町として人々のつながりや活気にあふれていた登戸と、向ヶ丘遊園地、枳形山等により多くの人々を誘引する「楽しさ」「わくわく」にあふれていた向ヶ丘遊園により発展してきたまちです。
- ・ 安心して暮らし続けられるまちを目指すとともに、それぞれのエリアが持つまちの歴史を継承・融合し、多摩川、生田緑地という豊かな自然環境や様々な文化施設など、まちのポテンシャルを最大限活かして、「人と人」「人とまち」「まちと自然」の調和を図りながら、つながりを強め、居心地がよく、水、緑、まちが一体となったまちづくりを進めていきます。

○ まちづくりの視点

視点1 多摩区の顔となる駅周辺に生まれ変わる

視点2 魅力にあふれた個性あるまちの資源が彩りを添える

視点3 歩いて楽しく、移動が楽しく、ふらっと行きたくなる

視点4 「まち」に関わるすべての人が新たな価値を作り出し、地域をおもしろくする

○ 将来像の実現に向けた取組

自然・文化・観光軸の形成

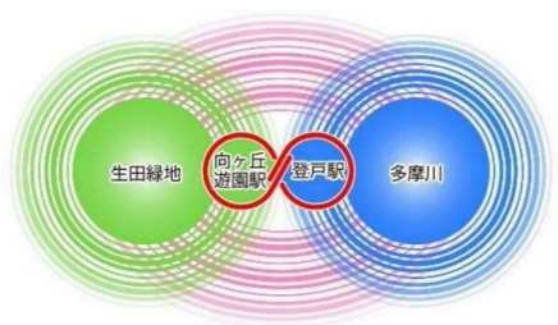
緑などの自然が感じられ、来街者の期待感を高める自然や文化、観光の拠点をつなぐ「自然・文化・観光軸」の形成に向けた取組を推進します。

賑わいの核の形成

人々をまちに惹きつける、駅前にふさわしいウェルカムゾーンとなる都市活動拠点の形成に向けた取組を推進します。

賑わい交流軸の形成

人々の往来を促し、まちを活性化させる2つの駅前空間をつなぐ「賑わい交流軸」の形成に向けた取組を推進します。



(3) 新たなビジョンの必要性について

ア 社会情勢の変化

✓新型コロナの感染拡大を経たニューノーマル社会への対応

人間中心・市民目線のまちづくりをさらに深化させ、市民一人ひとりのニーズに的確に
応えて、これを迅速に実現していく機動的なまちづくりが求められています。

新型コロナウイルス感染症の影響は社会・経済の多方面に及んでおり、社会・経済活動
の復興に向けた取組が今後も引き続き重要となります。また、感染症の影響による社会
変容を踏まえた、ウィズコロナ・ポストコロナの時代を見据えた取組が新たに求められ
ています。

コロナ禍への対応と、デジタル化の進展により、テレワークの急速な普及、自宅周辺で
の活動時間の増加など、生活様式が大きく変化しました。また、ワークライフバランス
の重視など「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観の多様化が進んでいます。

「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会」

(国土交通省、中間とりまとめ：令和3(2021)年4月)(抜粋)

目指すべきまちづくりの方向性

市民一人ひとりの多様なニーズに的確に応える
(人間中心・市民目線のまちづくりの深化)

ニーズに対応して機敏かつ柔軟に施策を実施
(機動的なまちづくりの実現)

地域の資源として存在する官民の既存ストック(都市アセット)を最大限に利活用し、市民のニーズに応じていくことが重要

都市アセットを「使う」「活かす」

職住遊学の融合など、官民の都市アセット
の一体的利活用による空間づくり

空き家をコワーキングスペースにするなど、
都市アセットのリノベーション

街路やオープンスペースなど、都市ア
セットを可変的・柔軟に利活用



公・民・学の多様な関係者が連携
してまちのビジョンを共有

(イメージ)

スピーディーに「動く」

公園などまちなかでの社会実験の実施

デジタル技術・データを「使いこなす」

データを活用したシミュレーションや効果検証、
デジタル技術による新たなサービス

Copyright © 2021 MLIT Japan. All Rights Reserved.

✓都市公園新時代「公園が活きる、人がつながる、まちが変わる」への対応

新たな時代の公園は、人中心のまちづくりの中で、ポテンシャルを最大限発揮するため、
パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め
続ける「使われ活きる公園」を目指しています。

これからのまちづくりに対応した緑とオープンスペースのあり方、都市公園等を活用
したまちの活力創出の方向性等の検討が行われ、平成28(2016)年5月に最終報告書
が公表されました。最終報告書では、「社会情勢の変化等に対応するため、公園緑地行政
は新たなステージに移行すべき」との認識が示されました。

「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」

(国土交通省、最終とりまとめ：平成 28 (2016) 年 5 月)

新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書 概要

1. 都市を取り巻く社会状況

○少子高齢化と人口減少 ○都市化の進展と国民の環境問題等への関心の高まり ○地方の活性化と大都市のグローバル化
○社会資本の整備と老朽化の進行 ○財政面、人・資源の制約の深刻化 ○国民の価値観の多様化

2. 緑とオープンスペースの状況

○都市公園ストックの一定の蓄積 (10万箇所、12万ha)
○施設の老朽化と計画のかつ適切な維持管理
○財政制約が深刻化する中での戦略的なストックマネジメント 等

3. 今後の都市の方向性

○集約型都市構造化、都市と緑・農の共生が実現された都市
○大規模地震等の災害に対してレジリエントな都市
○グローバルな都市、水や緑あふれ、歴史・文化が薫る美しいまち 等

新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの基本的考え方

緑とオープンスペースの政策は『新たなステージ』へ移行すべき

緑とオープンスペースの多機能性の再認識と都市の特性に応じた発揮

社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、都市基盤も一定程度整備されたステージにおいて、緑とオープンスペース政策は、
緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために発揮すべく、そのポテンシャルを最大限発揮させるための政策へ移行すべき

【緑とオープンスペースの多機能性の発揮により実現できる都市像の例】

- 集約型都市構造化が課題となっている都市において、都市の再構築にあわせ緑とオープンスペースの再構築により、経費がゆとりある都市生活を実現
- 国際競争力強化が課題となっている都市において、都市のブランドとなる緑とオープンスペースが、生物多様性に富んだ美しく風格ある都市を形成
- 地方創生が課題となっている都市において、地域の資源を活かした個性豊かな緑とオープンスペースが、個性と活力のある都市づくりを実現
- 地域コミュニティの希薄化が課題となっている都市において、地域住民が自律的に運営する緑とオープンスペースが、やすらぎを実感できる暮らしを実現

新たなステージで重視すべき観点

ストック効果をより高める

- 整備、面積の拡大を重視
- 都市公園の中だけの発想

パラダイムのシフト

- 使うこと、活かすことを重視
- 都市全体、まちづくり全体の視野での発想

民との連携を加速する

- 行政主体の整備、維持管理

- 市民やNPO等の主体的な活動を支援
- 民間施設との積極的な連携

都市公園を一層柔軟に使いこなす

- 硬直的な都市公園の管理
- 維持管理の延長での公園運営

- 地域との合意に基づく弾力的な運用
- まちづくりの一端としてのマネジメント

「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」

(国土交通省、提言：令和 4 (2022) 年 10 月)

都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言(概要)

都市公園制度誕生150年目のパラダイムシフト ～人中心のまちづくり時代における都市公園の意義・役割～

明治6(1873)年 昭和30年代～ 平成28(2016)年	大政官庁 都市公園制度の始まり 都市公園法(昭和31)、都市公園等整備基金増額法(昭和47) 「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書	経済成長、人口増加等を背景に、緑とオープンスペースの重要性を急ぐステージ 緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視する「新たなステージ」へ	<各時代の社会背景> 都市の近代化、震災復興・戦災復興の都市計画 高度経済成長、人口の急増、都市の拡大と高度化 人口減少・高齢化、地域格差、地方分権、地方創生、国際的な都市間競争、インフラ老朽化と技術職員の減少

ポストコロナの時代 人中心のまちづくり への機運の高まり	「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりの取組の広がり ～交流・学習空間、開かれた心豊かな空間の創出～ 新型コロナウイルスの感染拡大を契機にニューノーマル社会への対応 ～人中心・市民目線のまちづくり、ニーズに迅速に対応する機動的なまちづくり～	地球環境問題の新たな潮流 ～人と自然が共生する持続可能なレジリエントな都市の形成～ 市民・事業者の意識変化 ～参画意識の高まり、官民連携による社会課題解決と新たな市場創出・成長～	人口減少、少子高齢化への対応 ～全てのこどもの健やかな成長を両立することも政策の推進～ デジタルトランスフォーメーションの進展 ～政府の仕組みの改革、新たな価値創造～

新たな時代における 都市公園の意義・役割 ～公園本来の役割、多機能性、 多様な可能性の再認識～	個人と社会のWell-beingの向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、ポテンシャルを更に発揮すべく 持続可能な都市を支える グリーンインフラ	心豊かな生活を支える サードプレイス	人とのリアルな交流、 イノベーションを生み出す場	社会課題解決に向けた 活動実践の場	機動的な まちづくりの核

都市公園新時代 ～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～

人中心のまちづくりの中でポテンシャルを最大限発揮するため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指す

「使われ活きる公園」の実現に必要な 3つの変革	都市アセットとしての活用 まちの資産とする 公園のストックを地域の資産と捉え、機動的・機動的な取組で 地域の価値やレジリエンスを高揚する	画一からの脱却 個性を活かす 公園の特性に応じたルールをオーダーメイドでつくり、 公園の楽しみ方を広げ、新たな文化を創造する	多様なステークホルダーの包摂 共に育て共に創る パートナーシップの公園マネジメントを実践し、 共有資産である公園を核にまちづくりへの関心を高める

●都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～

①グリーンインフラとしての保全・活用 施策の方向性	②居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり ○公園の活用状況の点検と点検結果を踏まえた公園再生 ○公園利用者の安全・安心の確保(防災・減災、バリアフリー、老朽化対策、防災、電線対等) ○政策推進による社会課題対応型機能向上(健康、福祉、子育て、教育、地域経済等)	③管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる 公園管理者としての体制確保・技術継承、地域との連携等に留意しつつ、多様な主体の参画を促進するとともに、管理運営を安定的に行えるよう自主性・自律性の向上を図り、ステークホルダーとのパートナーシップにより公園の価値を創出	⑦公園DXの推進 デジタル技術とデータの活用により、新たな時代の都市公園の実現を促進 施策の方向性 ○公園に関するデータのデジタル化、オープンデータ化 ○データを活用したEBPM ○DXによる新たなサービスを生み出す場としての活用 ○デジタル技術、データを活用した、公園の活用・管理運営の変革(リアルタイムデータを活用したサービス等)

重点戦略【1】 新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場 とする

公園が新たな価値創出や社会課題解決の場となるよう、NBS(自然を基盤とした解決策)の視点からグリーンインフラとしての保全・活用に計画的に取り組むとともに、市民、事業者等による利活用の状況を管理運営や再整備にきめ細かく反映し、居心地が良く誰もが快適に過ごせる空間づくりを推進。

①グリーンインフラとしての保全・活用

- グリーンインフラを導入した緑の基本計画(公園の整備・管理方針を含む)の策定
- 緑の基本計画等に基づく自然環境の持続可能な保全・活用
- 緑の充実や再生可能エネルギーの活用等による公園のカーボンニュートラル化

重点戦略【2】 しなやかに使いこなす 仕組み をととのえる

公園は誰でも自由に使える空間という基本的な認識の下、多様な活用ニーズに応え、さらには公園が機動的なまちづくりの核となるよう、公園の特性等に応じた利用ルールの弾力化、新たな可能性を探る実験的な利活用の推進など、公園を使いこなす仕組みを整理。

③利用ルールの弾力化

- 画一的な利用ルールの見直し促進
- 公園での社会実験の事例・成果の共有
- 多様な主体による幅広いテーマの社会実験を円滑に進めるための仕組みづくり
- ローカルルールづくり(協議会の活性化) (バークラウド)

④社会実験の場としての活用

- 公園での社会実験の事例・成果の共有
- 多様な主体による幅広いテーマの社会実験を円滑に進めるための仕組みづくり
- ローカルルールづくり(協議会の活性化) (バークラウド)

重点戦略【3】 管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる

公園管理者としての体制確保・技術継承、地域との連携等に留意しつつ、多様な主体の参画を促進するとともに、管理運営を安定的に行えるよう自主性・自律性の向上を図り、ステークホルダーとのパートナーシップにより公園の価値を創出

⑤担い手の拡大と共創

- 公園の特性等に応じた管理運営体制や役割分担の多様化
- 利用者をミッションとする体制構築
- 民間関係機関との連携等

⑥自主性・自律性の向上

担い手の財政的な自立性の確保(計画的な収益事業実施、広告収入等)

⑦民間の管理運営への参画を更に促進する仕組みづくり

- 民間の管理運営への参画を更に促進する仕組みづくり

都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言の要点

1. 「使われ活きる公園」の実装化

公園が活きる、人がつながる、まちが変わる

2. 新たな時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～

重点戦略

- 【1】新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする
- 【2】しなやかに使いこなす仕組みをととのえる
- 【3】管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる

施策の方向性

- ① グリーンインフラとしての保全・利活用
- ② 居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり
- ③ 利用ルールの弾力化
- ④ 社会実験の場としての利活用
- ⑤ 担い手の拡大と共創
- ⑥ 自主性・自律性の向上
- ⑦ デジタル技術とデータの利活用

3. 横断的方策としての公園 DX

✓大規模災害を踏まえた対応

東日本大震災（大規模地震、計画停電、大量の被災者の発生・長期化等）の影響、令和元年東日本台風による被害（浸水被害、避難所の収容人数や運営等）等大規模自然災害のリスクが増大しており、従前から取り組んできた地震対策等に加えて、激甚化・頻発化する風水害に対しても、リスクを考慮しつつ、被害を最小限に留めるために、ハード・ソフト両面から対策を進める必要があります。

【かわさき強靱化計画】

今後起こりうる大規模自然災害に備え、川崎市がこれまで以上に「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを推進するために、これまでの取組を確認し検証したうえで、川崎市の健康診断（脆弱性評価）を行い、令和4（2022）年3月に「かわさき強靱化計画（令和4年3月改訂）」を取りまとめました。

■ 計画の目的

大規模自然災害時、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを平時から構築すること。

■ 計画策定の経緯等

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」という。）及び国土強靱化基本計画に基づき、平成 28(2016)年 3 月に「川崎市国土強靱化地域計画」（以下「国土強靱化地域計画」という。）を策定。

平成 28(2016)年 3 月に策定の「川崎市地震防災戦略」（以下「地震防災戦略」という。）と連携し「強靱な地域」をつくるための取組を推進。

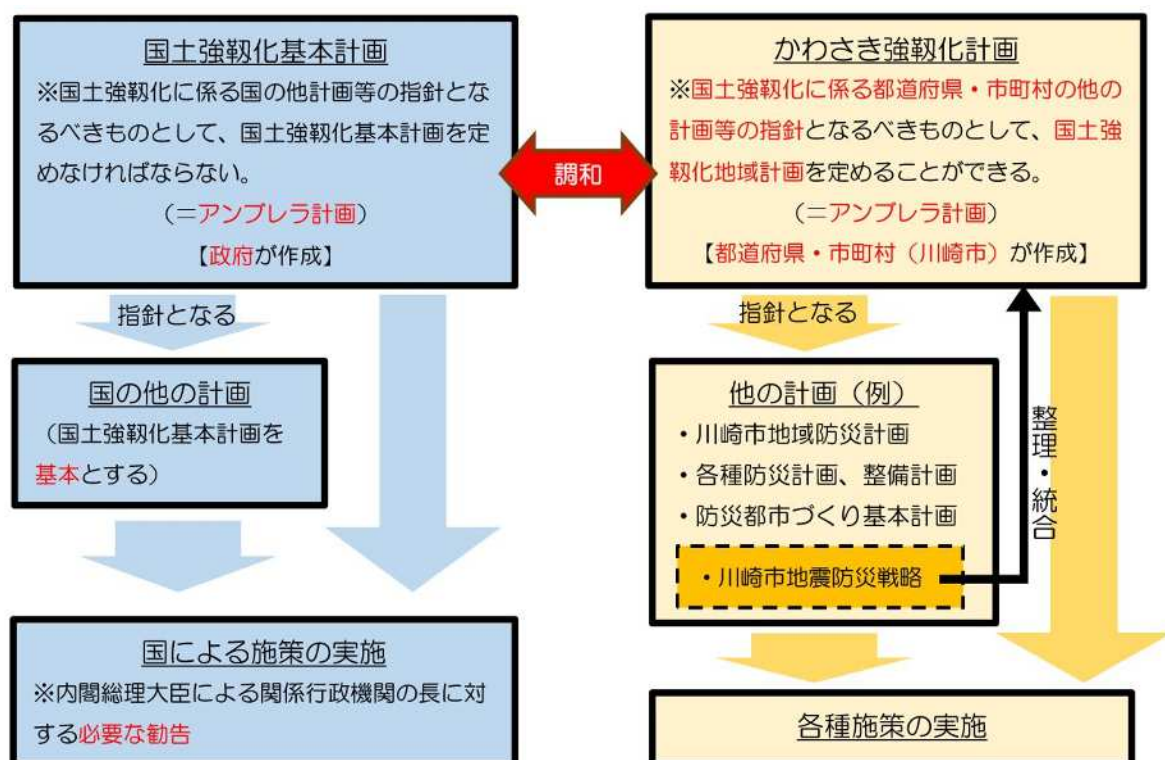
これまでの取組は概ね計画通りに進捗してきた一方、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、強靱な地域づくりは引き続き喫緊の課題。

平成 30(2018)年国土強靱化基本計画の改定や国土強靱化地域計画の計画期間が令和 2(2020)年度末に終了することから見直しを実施。

併せて地震防災戦略も同時期に計画期間が終了することから、効率的かつ効果的な施策の推進の観点から国土強靱化地域計画に整理・統合。

■ 国・川崎市における強靱化計画の位置付け

国土強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に係る本市の他の計画等の指針となるべきもの（アンブレラ計画）。



■ 計画期間

国土強靱化基本計画を踏まえ令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度まで

■ 計画の基本的な考え方

○ 計画の構成・特徴

- ・ 事前に備えるべき目標や、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）等を設定し、本市の健康診断（脆弱性評価）を行い、必要な施策を重点化
- ・ 国土強靱化基本法第 14 条に基づき、国土強靱化基本計画を基本としつつ、本市の地理的要件や基礎自治体としての役割などを踏まえて、基本目標、事前に備えるべき目標、リスクシナリオ等を設定

○ 基本目標

- ・ 国土強靱化基本計画及び前計画と同一のものとして、次の通り設定
 - ① 人命の保護が最大限図られる
 - ② 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④ 迅速な復旧復興

○ 事前に備えるべき目標

- ・ 「災害時に一人の死者も出さず、迅速に復興する」ことを目指すこととする本市の災害対策の理想などを踏まえて、次の通り設定
 - 1 直接死を防ぐ
 - 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
 - 3 必要不可欠な行政機能は確保する
 - 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
 - 5 経済活動を機能不全に陥らせない
 - 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
 - 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
 - 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

○ 想定する大規模自然災害（対象とする災害）

- ・ 本市において、市民生活や社会経済に大きな影響を及ぼす可能性がある大規模自然災害（地震、津波、風水害、土砂災害〔崖崩れ〕、火山降灰など）

✓ 「自然と共生する社会」への対応

- ・ 世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した生物多様性国家戦略 2023－2030 へ対応した取組の推進
- ・ 第六次生物多様性国家戦略（令和 5（2023）年 3 月 31 日閣議決定）への対応

- ・ 生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。令和5（2023）年に策定した第六次戦略「生物多様性国家戦略 2023－2030」は、2030 年までにネイチャーポジティブ（自然再興）を実現することをめざした戦略と位置づけられ、以下のようなポイントがあげられています。

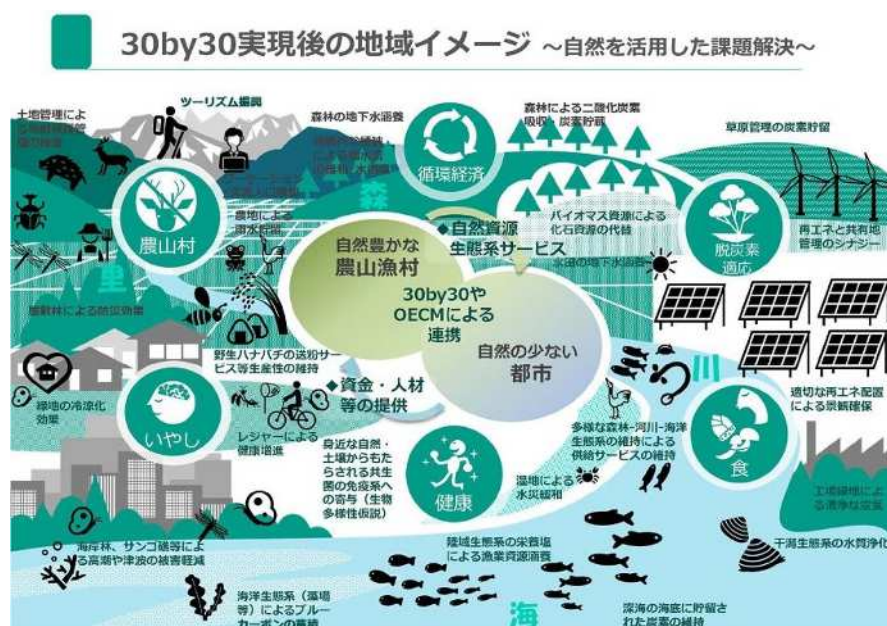
- ・ 生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調
- ・ 30by30 目標（※1）の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復
- ・ 自然資本を守り活かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）の推進

※1. 30by30 目標とは

- ・ 2030 年までに地球の陸地と海洋の 30%以上を保護地域として効果的に保全するという目標であり、2021 年開催の G7 サミットにて、同目標を推進することを含む「G7 2030 年自然協約」に各国が合意しました。
- ・ 同目標の達成に向けた中心的な取組として OECM の拡張が位置づけられています。OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）とは、企業有林や里地里山など保護地域以外の生物多様性保全に貢献している場所をいい、自らの所有地や所管地内の OECM 登録や保護地域の拡大を目指す、あるいはそうした取組を応援するなど、30by30 の実現に向けた取組を進めるため、「30by30 アライアンス」が 2022 年 4 月に発足しています。

『30by30 ロードマップ』

（生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議、令和4（2022）年3月）



✓70年ぶりの博物館法の改正への対応

令和4(2022)年に「博物館法の一部を改正する法律」が成立し、約70年ぶりに改正された博物館法では、社会教育法(※2)に加えて文化芸術基本法(※3)の精神にも基づくことを定めています。また、これからの博物館の役割として、教育や文化の域を超え、まちづくり・観光・福祉・国際交流といったさまざまな分野との連携による地域社会への貢献が期待されることから、博物館の現場や博物館に関わる人々が意識して博物館活動に取り組むことが定められています。

※2. 社会教育法(昭和24(1949)年制定)では、博物館を「社会教育のための機関」と定めており、昭和26(1951)年制定の博物館法でも、社会教育法の精神に基づき、博物館の設置運営について定めるものとし、博物館の発展により「国民の教育、学術」とともに「文化」の発展に寄与することを同法の目的としています。

※3. 文化芸術基本法(平成13(2001)年制定(文化芸術振興基本法)、平成29(2017)年改正)では、博物館の充実が「文化芸術に関する基本的な施策」の一つと位置づけられ、博物館の活動が、文化芸術により生み出された価値の継承・発展や、新たな文化芸術の創造において役割を果たし得ることが示されています。

法改正で変わる日本の博物館(文化庁博物館総合サイトHP)(抜粋)

博物館の連携

博物館同士のネットワークや博物館が教育、まちづくり、観光、福祉といった様々な分野の主体と連携することによって、博物館が地域で多様な価値を発揮することを促します。

① 博物館の地域の多様な主体との連携

博物館は、資料の収集・保存や展示・教育、研究活動を通じて、博物館資料を未来に残していくことだけでなく、現代社会をとりまく様々な事柄とつながり、社会課題の解決や地域の活性化といった多岐にわたるポテンシャルを発揮するものであるということが、博物館に関わる多くの人々の間で共有されてきています。

例えば、平成30(2019)年に日本で初めての開催となった国際博物館会議(ICOM)京都大会では「文化をつなぐミュージアム(Museums as cultural hubs)」という理念の徹底が採択されました。

新しい制度では、これからの博物館の役割として、教育や文化の域を超えて、まちづくり、観光、福祉、国際交流といったさまざまな分野との連携による地域社会への貢献が期待されることについて、博物館の現場や博物館に関わる人々が意識して博物館活動に取り組めるように、登録博物館はこうした連携に努めるものと定めています。

② 博物館同士の連携

社会の課題解決への貢献といった役割に加えて、デジタル化や災害対応といった、博物館の事業や運営を取り巻く新たな課題が明らかになっています。

しかしながら、館長、学芸員含めてスタッフの人員が限られるような、比較的規模の小さな博物館では、こうした種々の課題に対応するための専門性やノウハウを持った人材を新たに確保することは容易でなく、まして、日々の多様な業務を限られた人員で行う中で、新たな課題に取り組んでいくことは困難です。

全国の博物館が、時代の要請や環境の変化に取り残されことなく発展していくためには、博物館が互いのノウハウやリソースを共有し合うネットワークを形成することで、小規模な館でも効率的・効果的に新たな課題に対応することができる環境を作っていくことが求められます。

新しい制度では、登録博物館が互いの連携や指定施設との連携に努めるものと定めることで、こうしたネットワークづくりを促進します。

✓地域コミュニティの希薄化への対応

「昼間に地域にいないことによるかかわりの希薄化」、「コミュニティ活動のきっかけとなる子どもの減少」、「住民の頻繁な入れ替わりによる地域への愛着・帰属意識の低下」等により、様々な社会活動の基礎となる地域コミュニティが希薄化しています。

【これからのコミュニティ施策の基本的考え方】（平成 31（2019）年 3 月策定）

■ 基本理念

「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成

- ・ 市民自治と多様な価値観を前提とし、様々な主体の出会いとその相互作用によって、新たな価値を生み出しながら変化を促し、地域の課題をしなやかに乗り越え、その具体的な解決を導く「市民創発（※4）」へのパラダイムシフトにより、多様なつながりや居場所を創出しつつ、幸福度が高く、誰もが認められる社会的包摂の進んだ持続可能な都市型コミュニティを目指します。

※4. 市民創発とは

- ・ 色々な人や団体が出会い、つながることで様々な化学反応が起こります。この化学反応が、これまでになかった活動や予期せぬ価値を創出します。このポジティブな相互作用により、暮らしやすい地域をつくります。

『これからのコミュニティ施策の基本的考え方』（抜粋）

（平成 31（2019）年 3 月策定）

『希望のシナリオ』実現に向けた主な取組

市民、事業者、川崎市等が協力し、「希望のシナリオ」の実現に向けて、川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンと連携しながら、様々な取組を行っています。

地域レベル 地域の居場所「まちのひろば」の創出

誰もが気軽に集える出会いの場として、官民問わず、多様な地域資源を活用して、「まちのひろば」を創出し、人材・資源のネットワーク化や情報共有の促進、地域課題の解決等に取り組むとともに、市民のつながりの向上を図ります。

区域レベル 区域の「ソーシャルデザインセンター」の創出

市民創発によって課題解決を行うため、地域での様々な新しい活動や価値を生み出し、社会変革（ソーシャルイノベーション）を促す基盤（プラットフォーム）を創出します。

市域レベル 様々な主体の連携や支援体制の構築

市域レベルの様々な中間支援組織の連携強化と効率的・効果的な支援体制の構築、「ソーシャルデザインセンター」との有機的連携、新たな役割の創出に取り組みます。



住民自治組織に関する新たな取組の方向性

町内会・自治会等

個別支援の強化

個々の町内会・自治会の状況やニーズを適切に把握し、必要とする支援のあり方について検討します。

負担軽減の実施

2019年3月に策定した「町内会・自治会への依頼ガイドライン」に基づき、依頼の判断基準を明確化することで過度な負担を軽減し、住民自治組織としての活動を促進します。

マンションコミュニティ等

川崎市民の6割以上が共同住宅に住んでいることから、マンション等における連携強化やコミュニティ活動の促進に取り組みます。

既存施策の方向性

区民会議

現行の区民会議制度は廃止し、新たなしくみを構築します。区民会議が担ってきた「区における行政への参加」の機能については、その制度のあり方について検討していきます。

まちづくり推進組織

「ソーシャルデザインセンター」の創出に向けた検討と合わせ、将来的なあり方について検討していきます。

区民活動支援コーナー等及び市民提案型事業等

「ソーシャルデザインセンター」との機能分担、又は一部機能としての再構築を検討します。



イ 状況の変化等

✓ 急激に拡大したナラ枯れへの対応

生物多様性の拠点である樹林地においてナラ枯れ被害が拡大していますが、伐採等の対応が追い付かないため、多数の園路が通行止めとなっています。

✓ 上位計画・関連計画等の見直しや策定を踏まえた対応

「川崎市総合計画」、「緑の基本計画」、「公園等における持続可能な協働の取組」、「新たなミュージアムに関する基本構想」、「向ヶ丘遊園跡地利用計画」、SDGs、生物多様性戦略への対応

【川崎市総合計画第3期実施計画】（令和4（2022）年3月策定）

川崎市総合計画（平成28（2016）年3月策定）は、市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めた「基本構想」と、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために政策の方向性を明らかにする「基本計画」、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組や目標を定める「実施計画」で構成されています。

第3期実施計画（令和4（2022）年度～）では、次のとおり、7つの戦略を示しています。

- 戦略1 「みんなで守る強くしなやかなまち」をめざす
- 戦略2 「どこよりも子育てしやすいまち」をめざす
- 戦略3 「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす
- 戦略4 「もっと便利で快適な住みやすいまち」をめざす
- 戦略5 「世界に輝き、技術と英知で、未来をひらくまち」をめざす
- 戦略6 「みんなの心がつながるまち」をめざす
- 戦略7 「チャレンジを続け、いつまでも活力あふれるまち」をめざす

【川崎市都市計画マスタープラン】（平成29（2017）年3月）

川崎市総合計画の策定（平成28（2016）年3月）等を踏まえ、「コンパクトで効率的なまちづくり」や「生活行動圏を踏まえた鉄道沿線のまちづくり」等を改定の主なポイントとして平成29（2017）年3月に「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」を改定しました。

「川崎市都市計画マスタープラン」は、「全体構想」「区別構想」及び「まちづくり推進地域別構想」の3層から構成されており、生田緑地の位置する多摩区、宮前区においては、「川崎市都市計画マスタープラン多摩区構想」を平成31年（2019）年3月に、「川崎市都市計画マスタープラン宮前区構想」を令和2年（2020）年12月に改定を行いました。

【川崎市都市計画マスタープラン全体構想】（平成 29（2017）年 3 月）

■めざす都市像

「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」

■まちづくりの基本目標

「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」

■基本政策

- （１）生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり
- （２）子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり
- （３）市民生活を豊かにする環境づくり
- （４）活力と魅力あふれる力強い都市づくり
- （５）誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

■都市づくりの基本方針

（１）魅力ある都市づくり

- ・近隣都市拠点との適切な連携のもとで、それぞれの地域特性を活かし、魅力にあふれる広域的な拠点整備を推進するとともに、地域のニーズに的確に対応し、地域生活拠点や交通利便性の高い身近な駅周辺などを中心とした身近な地域が連携した魅力あるまちづくりを推進します。
- ・これらのまちづくりを支える効率的・効果的な交通体系の構築や良好な景観づくりの推進などにより、魅力ある都市づくりをめざします。

（２）誰もが暮らしやすい都市・住まいづくり

- ・超高齢社会にあっても、高齢者、障害者、子育て世帯など、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと快適に暮らせる都市・住まいづくりをめざします。

（３）緑と水の豊かな環境に配慮した都市づくり

- ・市民、事業者などと協働しながら、地球や地域の環境保全を進め、健康で快適に暮らし続けることができる都市づくりをめざします。
- ・多摩川や多摩丘陵の自然をはじめ公園や農地など、生活にうれしいやすらぎをもたらす市民共有の貴重な財産である緑を次世代に継承するなど、人と自然が共生する都市づくりをめざします。

（４）産業の発展を支える都市づくり

- ・我が国が直面している少子高齢化やエネルギー政策の転換、地球温暖化などの課題を、高度先端技術やＩＣＴ等の活用により、医療・福祉、エネルギーなどの新産業の創出に結びつけることをめざします。
- ・さらに、成長を続けるアジアをはじめ、世界と競いながら、付加価値の高い、活力ある産業の集積等を促進することなどで、国際的な課題解決に貢献する、環境と調和した持続可能な産業の発展を支える都市づくりをめざします。

（５）災害に強い都市づくり

- ・誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられる災害に強い都市づくりをめざします。

（６）市民が主体となる身近な地域づくり

- ・市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、市民が主体となって、地域の身近な課題解決を促進するとともに、支え合いながら個性と能力を発揮することができる地域づくりをめざします。

（７）人口減少を見据えた持続可能で効率的な都市づくり

- ・将来的な人口減少を見据えて、交通利便性が高い拠点地区等への都市機能の集積や多様な世代が居住できる環境整備及び人口減少や高齢化の進行する地区におけるファミリー世帯等の居住や多様な住まい方の誘導等を促進するとともに、公共交通を主体とした駅等へのアクセス向上を図り、持続可能で効率的な都市づくりをめざします。

【川崎市都市計画マスタープラン多摩区構想】（平成 31（2019）年 3 月）

■ めざす都市像

基本的な考え方

ひと・水・緑 — 住み続けたいまち 多摩区

「都市の骨格を形成する基盤整備」と「身近な生活圏を単位としたまちづくり」とのバランスが取れたまちをめざす

【解説】

- ・多摩区のまちの骨格を形成する多摩丘陵の多摩川崖線の斜面緑地と、その核となる生田緑地などの「緑」、多摩川や二ヶ領用水などの「水辺」、そこに暮らす「人」が調和し、地域環境の質、市民生活の質を向上させる、住み続けたいと思えるまちをめざします。
- ・自然と調和のとれた住みやすさや骨格的な都市基盤の整備と市民の暮らしの視点に立った生活圏のまちづくりのバランスを取りながら、区の地域環境の質を総合的に向上させていくことをイメージしています。

■ 分野別の基本方針

○ 土地利用

- 1 多摩区の地域生活拠点として、特色ある登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区のまちを育みます
- 2 市民の暮らしを支える、人を大切にした身近な駅周辺の利便性向上をめざします
- 3 地域の特性や課題に応じた、安全・快適な住環境を育みます
- 4 周辺住宅と調和のとれた工業系土地利用の維持をめざします
- 5 都市の農地や緑地を保全・活用し、自然と調和のとれた住環境を育みます

○ 交通体系

- 1 都市の活力の向上に資する交通環境の整備をめざします
- 2 誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の整備をめざします
- 3 身近な交通環境の整備をめざします

○ 都市環境

- 1 地球環境と地域の生活環境に配慮したまちをめざします
- 2 水・緑・農が暮らししいきづくまちを育みます
- 3 多摩丘陵の緑地や住宅地内の農地などの豊富な緑を保全・創出・活用した緑のまちをめざします
- 4 街なかの水辺空間を育みます
- 5 時の積み重ねが分かる歴史文化資源の保全活用と街なみ景観を育みます

○ 都市防災

- 1 自然災害による被害を軽減するまちをめざします
- 2 災害時における都市機能の維持と質の高い復興を可能にするまちをめざします
- 3 安全に避難できるまちをめざします
- 4 自助・共助により被害を軽減するまちをめざします

分野別の基本方針の「都市環境」に、生田緑地に関して以下のような記述があります。

①生田緑地の整備

- ・ 観光拠点として潜在的な集客性を有していることから、貴重な自然環境を将来にわたって守り、歴史・文化資源等を持続可能な形で継承し、まちと自然、人と人をつなげる回遊性の高い生田緑地をめざします。
- ・ 生田緑地内の施設の魅力向上や施設間連携、多様な主体との協働による管理運営体制の強化、多くの人に訪れてもらうしくみづくりなどを進めます。
- ・ 生田緑地に関わる多様な主体による「生田緑地マネジメント会議」が管理運営に参加することで、生田緑地の魅力を高め、まちの発展につなげる取組を進めます。
- ・ ばら苑の更なる魅力向上に向け、周辺整備を推進します。

②向ヶ丘遊園跡地の適正な土地利用

- ・ 向ヶ丘遊園跡地は、土地所有者等と連携しながら、跡地の貴重な緑の保全とともに、観光拠点でもある生田緑地の魅力を高め、さらなる集客に資する賑わいや憩いなどの空間の創出を誘導します。
- ・ 新たな空間の創出にあたっては、周辺の住環境への配慮とともに、既存の緑地や周辺の景観への配慮を誘導します。

③生田緑地までのアクセスの整備

- ・ 駅などから生田緑地へのアクセスにおいて、安全、快適に配慮した改善に努め、生田緑地とのつながりを感じさせる景観づくりに配慮します。
- ・ 生田緑地と多摩川や二ヶ領用水を連携させ、回遊性を高めるなど、地域の活性化に向けて、動線の魅力づくりをめざします。

【川崎市都市計画マスタープラン宮前区構想】（令和 2（2020）年 12 月）

■ めざす都市像

基本的な考え方

人が好き 緑が好き まちが好き

～宮前区らしい特色のあるまち“ガーデン区”として、魅力を育てる～

【解説】

・「人」はコミュニティ豊かな区民の和を、「緑」は豊かな自然を、「まち」は自然と市民の生活が調和する豊かな地域を、それぞれ象徴しています。

■ 分野別の基本方針

○ 土地利用

- 1 宮前区の地域生活拠点として、鷺沼・宮前平駅周辺地区のまちを育みます
- 2 地域の特性を活かした、身近な駅周辺の魅力向上をめざします
- 3 良好な住環境の形成をめざします
- 4 自然との調和をめざし、市街化区域の優良な農地や緑地の保全・活用を図ります
- 5 市街化調整区域の緑地と農地を育み、計画的な土地利用をめざします

○ 交通体系

- 1 利便性の高い交通網の整備をめざします
- 2 誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境をめざします
- 3 身近な公共交通を利用しやすいまちをめざします

○ 都市環境

- 1 環境に優しく安心して生活できるまちを育みます
- 2 宮前区らしい水と緑の骨格の形成をめざします
- 3 緑の資源を活かしたまちを育みます
- 4 水の資源を活かしたまちを育みます
- 5 地域の特性にあわせた景観を育みます

○ 都市防災

- 1 自然災害による被害を軽減するまちをめざします
- 2 災害時における都市機能の維持と質の高い復興を可能にするまちをめざします
- 3 安全に避難できるまちをめざします
- 4 自助・共助により被害を軽減するまちをめざします

【川崎市緑の基本計画】（平成 30（2018）年 3 月）

少子高齢化の更なる進展、都市インフラの老朽化、災害対策や環境問題に対する意識の高まり、担い手の高齢化の顕在化といった社会情勢の変化、川崎市総合計画（平成 28（2016）年 3 月）、川崎市都市計画マスタープラン（平成 29（2017）年 3 月）の改定、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行等に対応し、これまでに進めてきた市民協働による緑の創出・保全などの取組を踏まえながら、市民や民間企業等多様な主体との協働・連携により、緑ある暮らしの創造、緑の市民文化の醸成を目指し、「川崎市緑の基本計画」を平成 30（2018）年 3 月に改定しました。

■ 基本理念

「多様な緑が市民をつなぐ地球環境都市かわさきへ」

■ 基本施策

○ I 緑のパートナーづくり

- ・ 「協働プログラムの更なる推進」「参画する緑のパートナーの育成・支援」を核としながら、緑を通じた次世代のパートナーの核となる子どもたちの「健全な成育」と、パートナーの活動を支える「情報発信」を推進します。

○ II 緑の空間づくり

- ・ 生物多様性の保全や地球温暖化対策などに資する多様な緑を対象に、多摩丘陵軸・多摩川崖線軸・多摩川軸といった「みどり軸」、多面的な機能を有する公園や農地などの「みどり拠点」、軸と拠点をつなぐ「ネットワーク」を保全、創出、育成します。

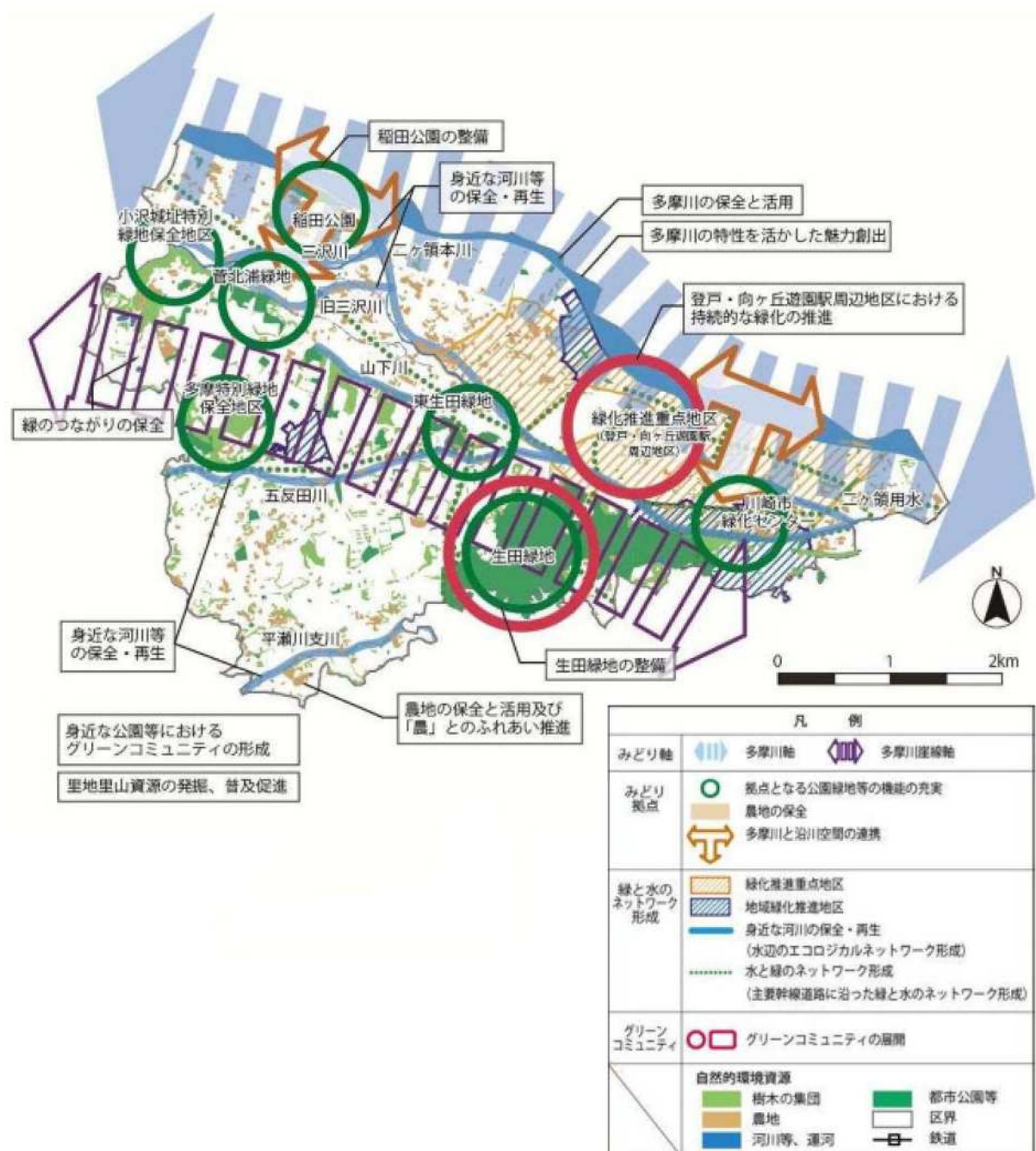
○ III グリーンコミュニティづくり

- ・ これまでに育まれてきた地域の多様な主体の協働のもと、人と空間のマネジメントにより、緑を「自然環境」「歴史・文化」「都市の魅力と活力」「防災」「少子高齢化への対応」の 5 つの視点で活用することで、地域財産としての緑の価値を高め、地域の誇りの醸成、さらには賑わいのあるまちへの発展を目指します。

■ 区別方針

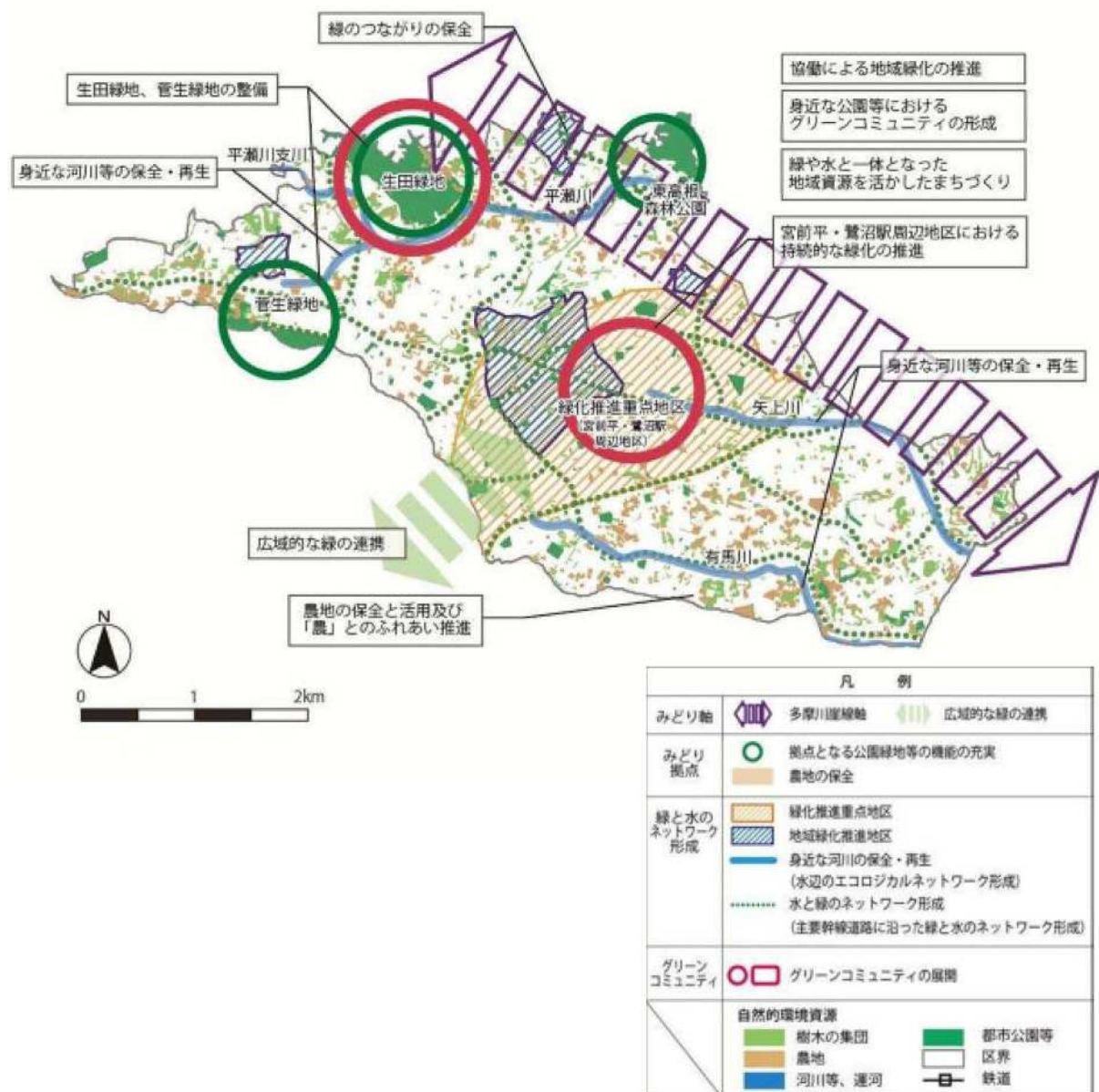
○ 多摩区における施策の展開

- ・ 緑のつながりの保全
- ・ 生田緑地、稲田公園の整備
- ・ 多摩川の保全と活用
- ・ 農地の保全と活用及び「農」とのふれあい推進
- ・ 身近な河川等の保全・再生
- ・ 身近な公園等における地域コミュニティの形成
- ・ 生田緑地を拠点としたまちづくりの展開
- ・ 里地里山資源の発掘、普及促進
- ・ 多摩川の特徴を活かした魅力創出



○ 宮前区における施策の展開

- ・ 多摩丘陵軸における緑の保全と創出
- ・ 王禅寺ふるさと公園の自然環境等の活用
- ・ 早野聖地公園の整備
- ・ 農のある風景の保全
- ・ 新百合ヶ丘地区における持続的な緑化の推進
- ・ 身近な河川等の保全・再生
- ・ 協働による地域緑化の推進
- ・ 身近な公園等における地域コミュニティの形成
- ・ 里地里山資源の発掘、普及促進
- ・ 広域的な緑の連携



【第2期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）】（平成31（2019）年3月策定）

これからの川崎市の文化芸術振興の方向性が示されています。

（1）文化芸術資源を活かしたまちづくり

川崎市には、音楽や映像をはじめとして、地域の歴史や伝統文化、産業遺産や産業施設、若者文化など、多彩な文化芸術資源が豊富に存在しています。こうした資源を活用して川崎ならではの文化をより一層振興していくとともに、多様な媒体を活用して本市の文化芸術の魅力を積極的に発信することで、都市イメージの向上やシビックプライドの醸成を図ります。さらに、羽田空港に近接し、国内外からのアクセスが非常に良いという立地優位性を活かして、産業や観光など様々な分野と連携しながら、総合的に文化芸術を活かしたまちづくりを進めることにより、国内外から多くの人が集まる国際的な文化都市としての定着を図ります。

（2）文化芸術を担う人材の育成

文化芸術を活かしたまちづくりを進めるためには、まちなかや身近な場所において市民が気軽に文化芸術を楽しむことができる環境づくりに向けた取組を継続的に行い、文化芸術を楽しむ人に加えて、文化芸術活動を行う人や活動を支える人の裾野を広げていく必要があります。そのためには、例えば子どもや若者が身近に良質な文化芸術に触れる場や、地域の伝統芸能などに触れ、楽しめる機会を提供し、子どもや若者の感性を育てていくための取組を推進するなど、将来の「川崎の文化」を支える次世代の担い手の育成に取り組んでいきます。

（3）誰もが文化芸術に触れ、参加する環境づくり

誰もが気軽に文化芸術に触れ、参加することができる環境を作り、文化芸術を通じたダイバーシティとソーシャル・インクルージョンを推進するため、文化関連施設のみならず、まちなかや身近な場所において、子育て中の方や高齢の方、障害のある方など、より多くの方がそれぞれの状況に応じて文化芸術の楽しさを享受できるための取組を進めていきます。

＜本計画で目指すまちの姿＞

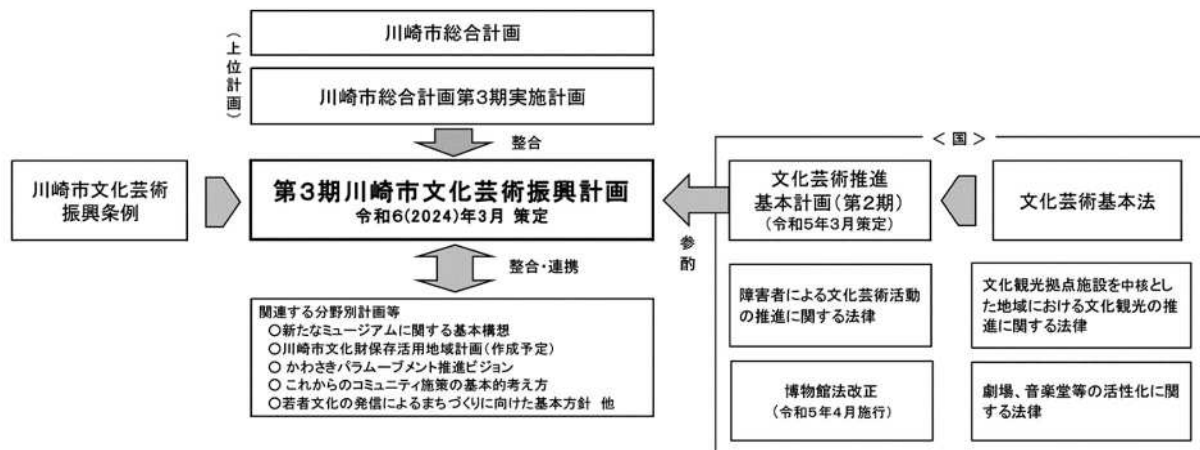
- 「川崎の文化」の発信による国際的な文化都市
- まちなかや生活に文化芸術が息づく魅力あるまち
- 文化芸術の担い手が育つ好循環のまち
- 誰もが文化芸術を楽しめるまち

【第3期川崎市文化芸術振興計画（案）】（令和5（2023）年11月24日）

■ 計画の策定方針

- ・ 第2期計画（改訂版）の策定以降、社会状況の変化や、国における計画の策定や法律の改正、本市においては、新たなミュージアムの整備に向けた取組など、文化芸術を取り巻く様々な状況の変化がありました。
- ・ 文化芸術の振興は、中長期的な取組によって成果が現れると考えられ、本市の文化芸術の振興に関して基本理念を定めるとともに、市、市民及び企業の役割や文化芸術振興施策の基本事項を定めた、振興条例を踏まえたものである第2期計画（改訂版）の基本方針などを踏襲しつつ、第2期計画（改訂版）の策定以降の状況の変化等を踏まえて、必要な見直しなどを行います。
- ・ それにより、文化芸術を通じたダイバーシティ（多様性）とソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）を推進するため、多くの市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進め、市民や文化団体等の多様な主体と協働・連携しながら文化芸術活動の振興をより一層図っていきます。

■ 位置付け



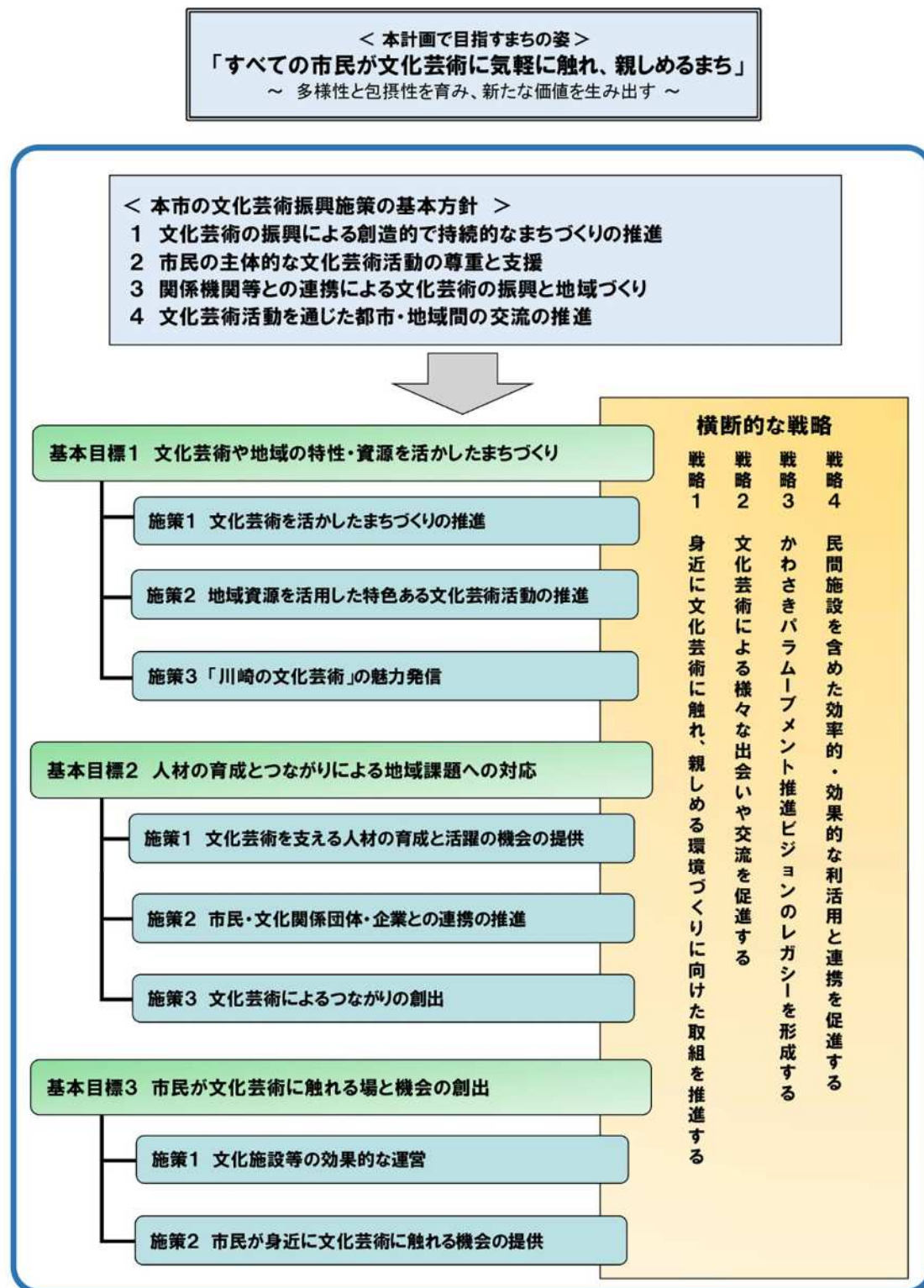
■ 計画期間

- ・ 令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間
- ・ 社会情勢の変化や国の文化芸術推進基本計画、本市の総合計画などの状況を踏まえながら、5年で検証し、必要に応じて見直しを行います。

■ 本計画で目指すまちの姿

- ・ 本市の文化芸術振興の重点的な取組を踏まえ、誰もが文化芸術に気軽に触れ、親しめることができ、様々な出会いや交流が促進されるとともに、自由で多彩な創作活動が生まれ、多様性と包摂性を育み、新たな価値を生み出すなど、「すべての市民が文化芸術に気軽に触れ、親しめるまち～多様性と包摂性を育み、新たな価値を生み出す～」を本計画で目指すまちの姿とします。

■ 計画の体系



【川崎市文化財保存活用地域計画（案）】（令和 5（2023）年 12 月 4 日）

■ 計画策定の趣旨

- ・ 本計画は、市の最上位計画である川崎市総合計画に掲げる都市の将来像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向け、市域の歴史文化の特徴を整理してわかりやすく示し、歴史や文化を生かしたまちづくりを進めることを目的としています。
- ・ 計画期間が満了する「川崎市文化財保護活用計画」の取組の成果や課題を踏まえながら、文化財保護法第 183 条の 3 第 1 項の規定に基づき策定し、本市の新たな文化財の保存と活用に関する取組を位置付けた計画とします。
- ・ このため、個々の文化財の所在状況や管理状況等の現状把握と、次世代への継承に向けて直面する課題を整理し、保存・活用を図るための方針、具体的な事業等の実施計画（取組）を定め、これに基づいて中・長期的な観点からの取組を進めていきます。

■ 位置付け

- ・ 関連する計画等との整合や連携を図るほか、個別の文化財事業との整合を図ります。

○ 関連する計画等

- ・ 川崎市総合計画、かわさき教育プラン、神奈川県文化財保存活用大綱、川崎市文化芸術振興計画など川崎市の関連計画

○ 個別の文化財事業

- ・ 国史跡橘樹官衙遺跡群の保存活用計画や整備基本計画、登録博物館の運営基本計画や基本方針など

■ 計画期間

- ・ 令和 6（2024）年度から令和 15（2033）年度までの 10 年間
- ・ 本市総合計画のほか関連計画等の改定の際には、必要に応じて本計画を見直します。

■ 文化財の保存・活用に関する基本的な考え方

○ 基本理念と施策の方向性、基本方針

- ・ 本計画の基本理念及び施策の方向性は、「川崎市文化財保護活用計画」の基本理念及び方向性を継承して、次のとおりとします。また、施策の方向性をもとに取組を展開するため、4 つの基本方針を設定します。

- 文化財は、歴史や文化の営みのなかで、自然環境や社会、生活を反映して育まれ、継承されてきた地域のたからです。文化財は歴史や文化を正しく理解するために必要不可欠なものであり、将来の文化の向上、発展の基礎となるものです。文化財を保存・活用することを通じて、地域の人と人とがつながり、共に学び楽しみ活動することで、地域のたからを守り、育む、魅力あるまちづくりに寄与します。
- 基本理念：文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり

【3つの施策の方向性】

施策の方向性①
文化財の価値の共有と継承
文化財を市民共有の財産として、長く将来にわたって守り伝えるため、その価値を市民と共有し継承する。

施策の方向性②
文化財の魅力を生かした地域づくり
市民自らが暮らす地域の歴史や文化財を知り、地域資源として魅力あるまちづくりに生かす。

施策の方向性③
文化財をみんなで支える仕組みづくり
行政や関係機関とともに、市民や市民団体等の幅広い参加による保存・活用のための仕組みを作る。

【4つの基本方針】

(1)文化財の現状把握・調査・研究の強化

(2)文化財の確実な保存・継承・修理・整備

(3)文化財の普及と活用の推進

(4)文化財の保存・活用の担い手の育成

■ 推進体制

- 本計画の推進に当たっては、文化財保護主管課を中心に、庁内関係部局や市関連団体、市民や教育・研究機関、企業等と連携していきます。

■ 計画の進行管理と評価

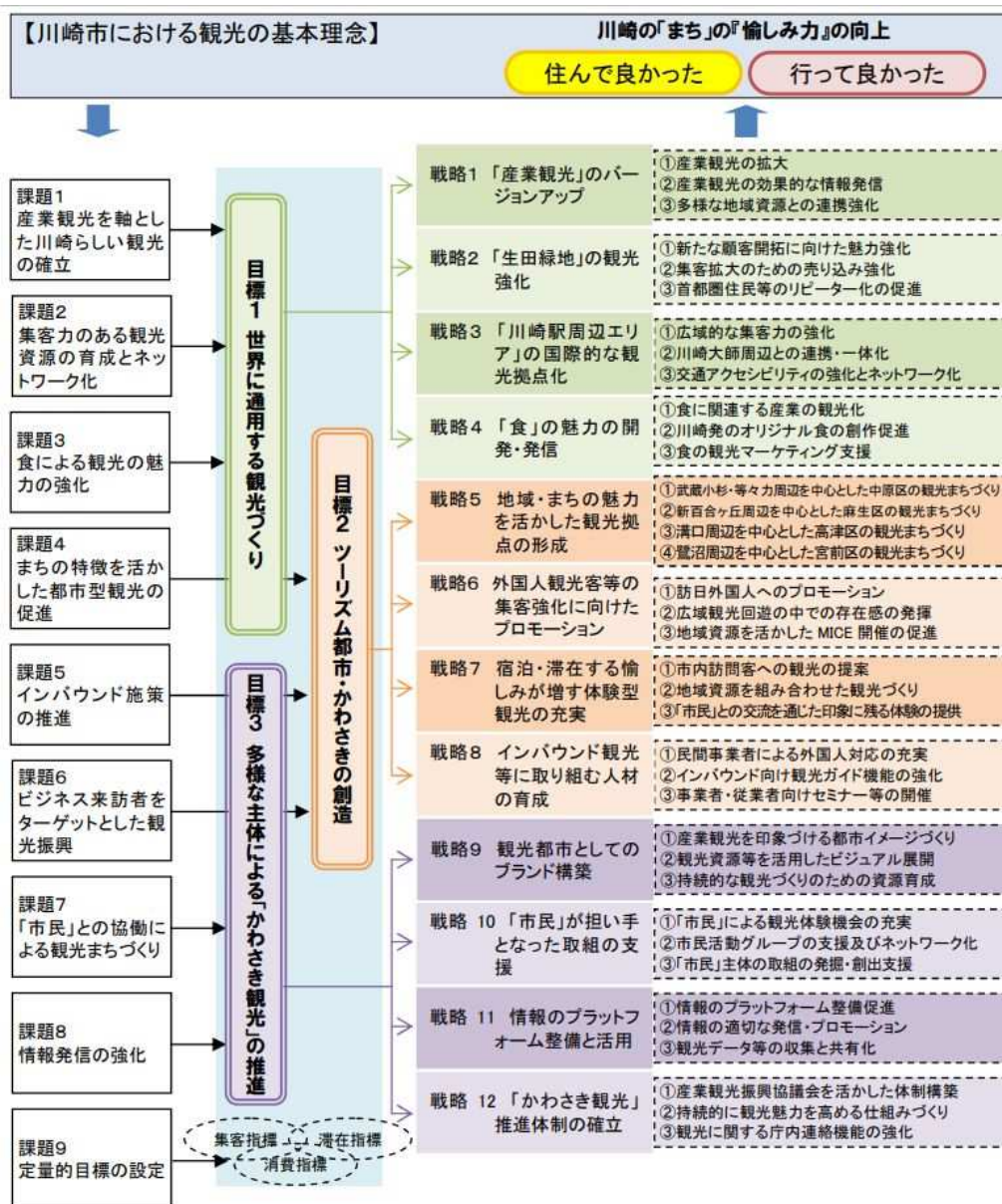
- 本計画に基づく取組を進行管理する手法として、PDCA サイクルを確立していきます。PDCA サイクルの運用にあっては、文化財の保存・活用の方針毎に設定した目標値の達成度や個別の取組の実行状況を点検し、毎年度自己評価を行い、川崎市文化財審議会にその結果を報告し、聴取した意見を踏まえて、次年度以降の取組に生かしていきます。
- また、川崎市文化財保護活用計画推進会議においては、関係部局や市民団体等の取組について情報共有を図ります。

基本方針	指 標	参考値 R4 (2022)	目標値 ※1 R7 (2025)	目標値 R15 (2033)
(1) 文化財の現状把握・調査・研究の強化	指定文化財、地域文化財等の現状把握調査実施件数	41件	—	50件以上/年
(2) 文化財の確実な保存・継承・修理・整備	市内の指定・登録等の文化財及び「川崎市地域文化財顕彰制度」に基づく地域文化財の件数	382件 (累計)	470件以上 (累計)	700件以上 (累計)
(3) 文化財の普及と活用の推進	橋樹官衙遺跡群の関連事業への参加者数	496人	400人以上	560人以上
(4) 文化財の保存・活用の担い手の育成	文化財ボランティアが参加した事業日数	28日	25日以上	42日以上

※1 第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画記載の参考指標にある令和7(2025)年度の目標値を記載している。

【新・かわさき観光振興プラン】（平成 28（2016）年 2 月策定）

戦略の柱を「世界に通用する観光づくり」、「ツーリズム都市・かわさきの創造」、「多様な主体によるかわさき観光の推進」の 3 つに定め、施策を展開していきます。



「生田緑地」の観光強化について、次のとおり示されています。

- 外国人観光客の集客強化を視野に入れて、ポテンシャルの高い「生田緑地」の観光価値を磨きます。生田緑地の良好な自然環境の保全を前提としつつ、「市民」や観光客とのかかわりを深めていくことで、特徴的な観光資源として育むとともに、周辺の地域資源との連携によって市域全体を巻き込みながら、首都圏から国内、海外まで多様な観光ニーズに応える広域観光の魅力づくりを図ります。

《施策内容》

- ①新たな顧客開拓に向けた魅力強化
- ②集客拡大のための売り込み強化
- ③首都圏住民等のリピーター化の促進

【第2期川崎市青少年科学館運営基本計画】（令和5年（2023年）3月）

「基本理念と基本方針」が示されています。

科学館では昭和57年の博物館登録以来、市内のタンポポ分布調査に始まり現在も続く市民連携の自然調査、市内市民団体や科学館育成のボランティアとの協働による天体観望会や科学教室などの博物館事業に取り組んできた。

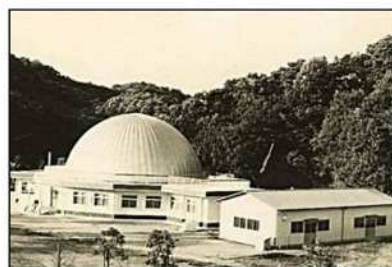
今後も、**市民との連携・協働の取組をより一層推進することにより、市民の多様な生涯学習意欲への対応を図り、持続可能な社会に貢献できる人材の育成を通じて、地域の多様な主体がともに担うまちづくりを推進するため、「市民とあゆむ 宙と緑の科学館」を運営の基本理念とする。**

基本理念 **市民とあゆむ 宙と緑の科学館**

市民に開かれた地域の博物館として、体験と知識の両方を大切にする学びの場を提供し、学校教育との連携等により子どもたちを育み、地域の多世代が交流し、学び合う地域づくりにつなげることで基本理念を実現すべく、次の4点を基本方針として定める。

基本方針

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| (1) 開かれた博物館 | 地域の博物館として市民と社会に貢献し、多様な利用者のニーズに応える |
| (2) 体験する博物館 | 多くの市民に自然・天文・科学を体験する機会を提供する |
| (3) 育む博物館 | 子どもたちの学びや市民の生涯学習・社会貢献活動を支援する |
| (4) つなげる博物館 | 市民・地域・教育機関等と連携・協働し、魅力あるまちづくりに貢献する |



＜開館当時の青少年科学館＞

「事業計画」が示されています。

収 集 保 存 事 業： 川崎市に縁があるものを幅広く収集、天文に関する資料をデータベース化、科学実験教室のノウハウ整理など

展 示 事 業： 展示から野外体験・観察へ発展、科学工作紹介でボランティア活動を拡大

調 査 研 究 事 業： 動植物の現状・専門的調査、天文現象の観測、

教 育 普 及 事 業： 観察会による知る機会の創出、ボランティア人材育成、プラネタリウム番組制作

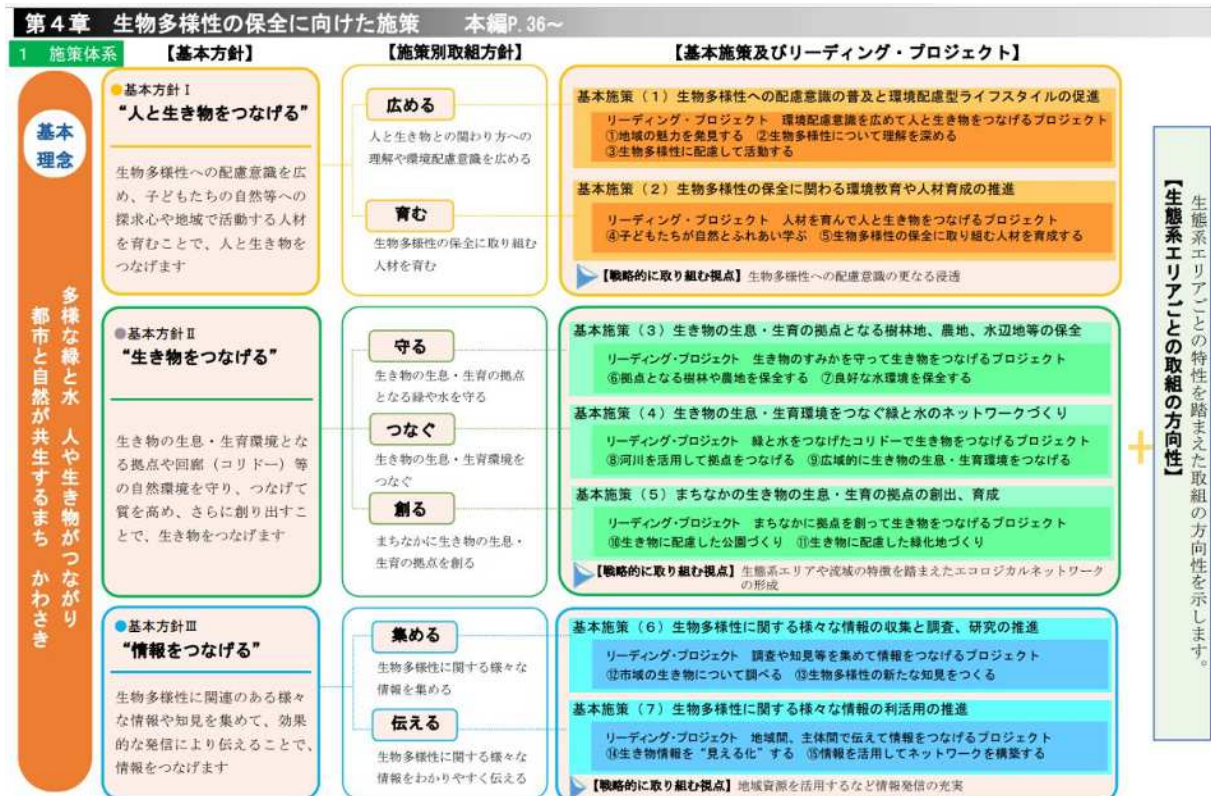
運 営 管 理 計 画： 無料化による利用可拡大、施設の魅力の発信、

ネットワーク事業： 市民団体、学校との連携・協働

【生物多様性かわさき戦略～人と生き物 つながりプラン～】（令和 4（2022）年 3 月）

■ 「戦略の基本的事項」

- ・ 生物多様性に配慮した環境づくりによって生き物がつながること
- ・ 人と生き物との関わり方の調和を図っていくこと
- ・ 地域本来の自然環境を保全、再生して、多様な生き物が生息・生育できるようにしていくこと
- ・ 様々な生物多様性に関する情報をつないで利活用していくこと



■ 戦略的に取り組む視点

○ 生物多様性への配慮意識の更なる浸透

- ・ 市民や事業者にとって生物多様性が身近なものであることを知ってもらえるような普及啓発等、生物多様性への配慮意識の浸透を図ります。

○ 生態系エリアや流域の特徴を踏まえたエコロジカルネットワークの形成

- ・ 市内河川の流域のある生態系エリアについては、それぞれ生き物の「生息・生育拠点」や拠点と回廊（コリドー）のつなぎ目である「結節点」に特徴があることから、その特徴を踏まえ、生物多様性に配慮した保全・管理などを実施します。

- ・市街地や臨海部など自然的環境の分布が少ないエリアについては、緑化推進重点地区を活かしながら、公園や緑道などにおいて、生物多様性に配慮した保全・管理を実施します。

○ 地域資源を活用するなど情報発信の充実

- ・環境や生き物、地域文化等、人と生き物のかかわりに関する様々な分野の施設等を地域資源とした、生物多様性に関する情報発信を充実させます。

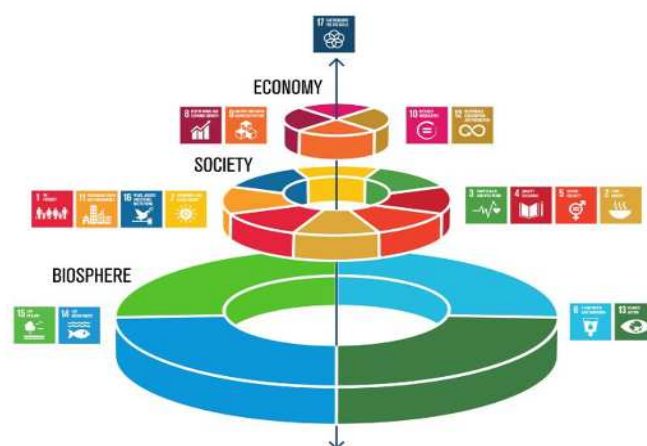
■ エコロジカルネットワークの形成



多摩・三浦丘陵広域連携トレイル図（緑と水景の環）

【「持続可能な開発目標（SDGs）」の社会への浸透】

SDGs の目標 17 項目はいずれも、持続可能な開発、民主的なガバナンスと平和構築、気候変動と災害に対する計画と結び付いています。



SDGs ウェディングケーキモデル

【脱炭素社会の実現に向けた取組の進展】

世界的に温室効果ガス削減に向けた動きが急速に進んでいます。本市においても、令和 32（2050）年の CO2 排出実質ゼロをめざす「脱炭素戦略（かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050）（令和 2（2020）年 11月策定）」に基づき取組を推進していますが、今後、脱炭素化に向けた取組をさらに加速・強化していく必要があります。

✓登戸・向ヶ丘遊園駅周辺のまちづくりの進展を踏まえた対応

生田緑地周辺のまちづくりの進展に伴い、今後も緑地周辺の人口増加が見込めるため、まちの魅力向上に向けて「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョン」を踏まえ、これまで以上の役割が求められています。

✓協働の取組の持続性の確保

協働のプラットフォームを支える担い手不足と世代交代が課題となっています。

【公園等における持続的な協働の取組について】

(川崎市建設緑政局、令和4(2022)年11月)

「川崎市緑の基本計画」(平成30(2018)年3月策定)に基づき市民、民間企業及び教育機関等の多様なステークホルダーとの協働の取組を推進してきたことにより、樹林地等の保全管理、緑化及び公園等の管理運営に関する活動が全市的に広がってきました。しかしながら、活動団体の高齢化や世代交代の停滞の問題が生じているところもあり、活動の持続性が危ぶまれています。

こうした状況を踏まえ、本市の貴重な財産である市民と築いてきた「協働の取組」を次の世代へと引き継ぎ、更に発展させていくための事業である公園等における持続的な協働の取組～「みんなが気持ちよく、いきいき過ごせる公園」の実現～を進めています。

令和5(2023)年1月から、取組説明会、体験会、アイデアワークショップ、実証実験を行っています。



開催報告（一部）



✓資産マネジメントの取組の推進

昭和 39(1964)年から都市計画事業として用地の取得、整備を進めてきた生田緑地の資産は、増加を続けており、施設の老朽化に計画的に対応するとともに、資産マネジメントの観点から資産保有の最適化に向けた取組が必要となっています。

✓緑地全体の回遊性の向上

周遊散策路計画に基づく園路整備や路線バスのルート設定などが行われましたが、未整備箇所や利用者の伸び悩み等により運行本数が減便となっています。

✓緑地全体のさらなる魅力向上

多様な文化資源等を有していますが、緑地との融合や、アートや文化を活かした、さらなる一体的な魅力向上の取組が必要となっています。

ウ 現状の課題

本改定における課題について次のとおり整理しました。

(ア) 「みどり・生物多様性」

【植生管理計画の見直し】

- ・ ナラ枯れの被害拡大に対する安全対策の早急な実施及び植生管理計画の見直し
- ・ みどりを支える協働の取組の人材確保
- ・ 伐採木の有効活用
- ・ 自然環境の変化をモニタリングする体制(デジタル技術を活用した情報収集や発信)の検討

(イ) 「文化」

【緑地内外の施設やソフト事業との連携の強化】

- ・ 共通利用券の販売等を超えた、緑地との融合や、アートや文化を活かしたさらなる一体的な魅力向上
- ・ 文化活動のアウトリーチ活動とまちなかにおける文化活動との連携

(ウ) 「施設」

【ばら苑の再整備等】

- ・ 東地区内の各計画と調整を図った上で、エリアとしての取組が必要
- ・ ばらの感染症や環境の変化への対応、ばら苑の老朽化、庭園としての魅力向上、バリアフリーやアクセス性の改善等への対応



根頭癌腫(こんとうがんしゅ)病



開花時期の変化



施設の老朽化



花の食害

【施設老朽化等への計画的対応】

- ・ 施設の老朽化への計画的な対応及び資産マネジメントの観点から資産保有の最適化に向けた取組(利用状況を踏まえた取組を含む)



老朽化する木道



利用圧力が高い中央広場

【回遊性の向上】

- ・ 緑地全体の回遊性向上に向けた取組(現在、ナラ枯れに伴う園路通行止めを実施し、回遊性が低下している)

【安全・安心に向けた対応】

- ・ 自然災害の激甚化等を踏まえた緑地内・外周部の安全対策

(I) 「人」

【協働のプラットフォームを支える担い手の不足と世代交代】

- ・ ボランティアを育て・支える仕組みづくり(ばらの育成管理においても特に重要)やコーディネーターの配置における、市及び指定管理者の取組の充実
- ・ プラットフォーム内の活動の把握・調整・発信機能の強化
- ・ 「みどりのサロン」の復活等による会員同士の交流を深める機会の創出

【自然環境の保全等を支える担い手の発掘・育成、仕組みづくり】

- ・ 各団体の SNS 等を検索しなくても活動情報を得ることができる仕組みや、「今日の生田緑地の活動」という視点における情報の周知等
- ・ 生田緑地の活動に参加したい市民が参加しづらい環境
- ・ 興味のあるプロジェクトの活動に、市民が自由に参加できる仕組み

【多様なニーズ及び利用者の増加への対応】

- ・ オープンデータを活用した利用状況等の把握
- ・ DX を活用した管理運営の効率化やサービスレベルの向上

(カ) 「まちづくり」

【周辺まちづくりとの連携】

- ・ 周辺まちづくりの進展に伴い想定される人口増加に対応した、まちの魅力向上に向けた空間づくり、情報発信、地域連携
- ・ 駅から緑地までの誘導策
- ・ 観光地化も踏まえた、主要な動線における案内の充実

【自然災害時等に緑地に求める市民ニーズへの対応】

- ・ 駅周辺の再開発の進捗による人口増加も踏まえた、災害時に求められるオープンスペースの役割
- ・ 緑地内の斜面地の多くが、土砂災害防止法に基づくレッドゾーンとして指定されており、計画区域内の未買収地の整理の推進

エ 改定の経過

本改定においては、生田緑地マネジメント会議に加え、学識経験者で構成する生田緑地ビジョン推進会議や利用者アンケート、小学生向けのアンケート、オープンハウス型説明会を開催し、課題や新たなビジョン策定に向けた意見聴取を行ってきました。

時 期	内 容
R4.6～	生田緑地マネジメント会議会員へ現在の課題等について意見聴取、以後プロジェクト会議を実施
R4.7～	生田緑地ビジョン推進会議(有識者懇談会)を設置し、改定に向け意見聴取 計3回実施 主な意見 基本理念等（理念的には変えなくてよい、みどりの価値を発信・共有し、自然と人のかかわり方は見直すべき）、基本的考え方（緑地の保全と緑地の利用は一体である）、施策の基本方向（現状分析、課題を整理し、さらに前に進むべき、自分ごと化する取組が必要）
R4.10	利用者アンケート(N=450,利用目的(散歩45%,自然観察25%),したいこと(自然とふれあう))
R5.1	近隣小学校へのアンケート(東生田小N=655,興味ある自然(星空,樹木,花,植物,昆虫等),生田緑地に何が欲しいか(自然を大切にして将来へ残す50%、遊びの施設を増やす33%))
R5.7	川崎市公園緑地等整備計画推進委員会 (学識経験者：6名 分野：造園、応用生態学、文化、都市計画、地域コミュニティ、防災)において意見聴取
R5.8	生田緑地ビジョン改定に向けた基本的な考え方を策定
R5.9	オープンハウス型説明会の開催(イベント「お月見フェスタ」参加者へのヒアリング、薪割り体験、ボランティア団体会長メッセージ紹介等),意見総数N=115(現状が良い、満足が多数、自然が大切、イベント・体験プログラムがあると良い等)
R6.1	川崎市公園緑地等整備計画推進委員会 (学識経験者：6名 分野：造園、応用生態学、文化、都市計画、地域コミュニティ、防災) 生田緑地ビジョンの改定案について調査・審議

オ 検討において寄せられた意見等

分類	主な意見(生田緑地マネジメント会議)	主な意見(学識経験者)
みどり ・生物多様性	<u>ナラ枯れ対応が遅い</u> 、植栽を魅力的にすべき、生田緑地の <u>生物多様性を考えるべき</u>	<u>みどりの価値の発信・共有が必要、植生管理を計画通りに実施できている団体はいない、ナラ枯れを踏まえ、長期・経営的な視点が必要、令和の里山を考えるべき</u>
文化	歴史や文化を知ったり、学べるイベント等があるとよい、緑地の歴史を継承すべき	<u>自然豊かな空間とアートの親和性の活用、歴史・文化・芸術も利用することが守ることになる、緑地と文化の魅力を合わせ、さらに地域と上手く連動すべき</u>
施設	子どもや老人が安心して利用できるよう手入れすべき、 <u>ばら苑のあり方検討をすべき</u> 、園路を整理すべき	主要施設をつなぐ <u>内側と外側の回遊性の向上</u> を検討すべき、 <u>施設の老朽化対策</u> を示すべき、向ヶ丘遊園跡地の開発計画について <u>共有</u> してほしい
人	<u>協働のプラットフォームを強化</u> すべき、 <u>誰でも参加しやすいボランティアの仕組み</u> が必要	<u>生田緑地マネジメント会議の現状と今後を整理</u> すべき、同会議は先進的な取組であり、さらに上を目指すべき
まちづくり	駅周辺 <u>まちづくりとの連携、防災対応を拡充</u> 、情報発信の強化や外国人も訪れるような <u>観光資源にすべき</u>	<u>地域や周辺の緑資源とも連携</u> すべき、 <u>新たな担い手確保に向けて地域連携が重要</u> 、消費を交流ツールとして地元との連携を顕在化できたらよい

(ア) 生田緑地ビジョン推進会議の主な意見

■ 第1回 生田緑地ビジョン推進会議（令和4（2022）年7月29日）

○ 生田緑地ビジョンの改定に向けて

- ・ 生田緑地ビジョンの基本理念は、大きく内容を変えないとしても、現状に合わせて表現を変えていくこともありうる。
- ・ 生田緑地ビジョンの成果や課題を分析し、生田緑地の現状がどうなっているのかを把握する必要がある。
- ・ 新型コロナウイルス感染防止を日常生活に取り入れた「新しい生活様式」が推奨されるなかで、生田緑地の利用にみられる変化を把握する必要がある。
- ・ SDGs（持続可能な開発目標）が急速に社会に浸透していることを踏まえ、「自分ごと」として市民と共有できるような生田緑地ビジョンの改定が望ましい。

○ 生田緑地の植生管理について

- ・ ナラ枯れの被害が広がっており、現状のままでは10～50年後にナラ枯れ被害が再発すると予想される。かつての里山のように若齢林を維持することが、有効なナラ枯れ対策となる。
- ・ 令和時代の里山、雑木林とのつきあい方を市民とともに考える必要がある。

○ 文化を介した連携について

- ・ 自然豊かな空間とアートの親和性を活かし、文化的な手法を用いて地域や生田緑地の課題を解決に導く新たな展開に期待している。
- ・ 文化を享受しながら守り育てることで、地域や生田緑地の課題解決に波及する「利用と保全の好循環」は、文化・歴史・アートにも当てはまる。

○ 地域との連携について

- ・ 周辺の自然とのつながりを深める、新たな担い手を育成する、地域の防災機能を向上させる、などのためにも、地域との連携をさらに充実させる必要がある。
- ・ 消費を交流ツールとした商店街や町内会との連携をさらに充実できるとよい。

○ マネジメント会議について

- ・ 生田緑地ビジョンに基づくマネジメント会議の創設は先進的であった。今後の発展をめざし、現状の課題を把握する必要がある。

○ 生田緑地の回遊性について

- ・ 生田緑地内の主要施設をつなぐ内側の回遊性と、生田緑地と最寄り駅や地元商店街などをつなぐ外側の回遊性を向上するため、課題と解決手法を整理する必要がある。

○ 施設の老朽化対策について

- ・ 生田緑地内各施設の老朽化状況と長寿命化対策などについて、現状と課題、解決手法を整理する必要がある。

■ 第2回 生田緑地ビジョン推進会議（令和4（2022）年12月23日）

○ 生田緑地のみどりの危機的状況について

- ・ ナラ枯れ被害が深刻化しており、再発を防ぐには雑木林を若返らせる必要がある。
- ・ 雑木林を若返らせるには、保全と利用を個別にとらえる生田緑地ビジョンの基本的な考え方を見直す必要がある。
- ・ 保全と利用を一体的にとらえるため、ワイズユースの考え方をもとにするとよい。

○ みどりや文化財の価値の保存と利活用のバランスについて

- ・ 生田緑地のみどりや文化財の価値の保存とその利活用のバランスをどうとっていくのか、それぞれのキャリング・キャパシティ（※5）についてどのようにコンセンサスを得るのか、などを調整するためのルール・仕組みづくりが重要となる。

※5. キャリング・キャパシティ（ツーリズム・キャリング・キャパシティ）とは

- ・ 物理的、経済的、社会的、生態的環境を破壊したり、訪問者の満足度を低下させたりせずに、同時に訪れることができる最大人数。

○ 市民目線で考える、発信することの重要性について

- ・ 生田緑地のみどりの特別な価値やナラ枯れによる危機的状況などについて市民に周知する必要がある。
- ・ 市民の気持ちが生田緑地に向き、応援したいと思ってもらえるためには、生田緑地と市民生活とのかかわりを明確に示す必要がある。
- ・ 生田緑地の生態系や自然環境の調査・研究にかかわる市民科学（※6）の成果を集約し、活用するプラットフォームをつくることが新たな取組として期待される。

※6. 市民科学とは

- ・ 各々の市民が持つ知識や技術を持ちより、科学研究の過程に主体的・積極的にかかわることで、自然環境の保全、まちづくり、持続可能な社会形成など、地域から地球規模にわたる多様な課題の解決に貢献することであり、生田緑地での市民活動はその好例といえる。

○ 里山から得られる資源を使って稼ぐ仕組みについて

- ・ ナラ枯れの再発を防ぐには雑木林を若返らせる必要があり、かつての里山のような人と自然のかかわりを取り戻す必要がある。その際に、里山から得られる木材などの資源を使って稼ぐ仕組みがあれば、市民の参加意欲を高めることができる。
- ・ 里山で稼ぐ仕組みをつくるにあたっては、民間企業の力を借りることも視野に入れるべき。

○ 関連計画との連携について

- ・ 関連計画を担う主体との連携が重要となるため、ビジョン改定の過程において、各主体と話し合いを進める必要がある。

○ 生田緑地の防災機能について

- ・ 生田緑地が持つ災害リスクと防災機能を周知する防災教育が必要である。
- ・ 防災の視点からも、周辺の農地や緑地、河川などと連携する必要がある。

■ 第3回 生田緑地ビジョン推進会議（2023（令和5）年3月23日）

○ ビジョンの基本的な考え方「保全と利用が好循環するしくみづくり」について

- ・ 「保全」には「持続的な利用のために保護する」意味が含まれており、そもそも「利用」が含まれるため、「保全と利用の好循環」という表現はありえない。
- ・ 保全（Conservation）、保存（Preservation）、保護（Protection）の定義は研究分野により異なることから、生態学分野における定義をもとに、生田緑地ビジョンでの用語の定義を明示する必要がある。

○ 植生管理計画について

- ・ 植生管理計画の「やって・みて・考える」順応的管理を実践している市民活動団体は非常に少ない。

○ 生物多様性を未来に引き継ぐために

- ・ 生田緑地の特別な生物多様性がどのようなものか、それを損なわないための方法、雑木林の若齢化に伴う活動や得られる資源の利活用が生物多様性にどのように貢献するか、問題が起きたときに対処するためのモニタリング、などを提案する必要がある。

○ 生田緑地の文化的景観について

- ・ 生田緑地の本質のひとつが文化的景観（※7）であり、里山を守ることと生活や生業が結びつくことで里山の文化的景観が持続してきた歴史がある。生活のスタイルが大きく変化し、里山を守ることの実利的なメリットがほぼなくなっている現在、生田緑地の文化的景観の保護が大きな課題となっている。

※7. 文化的景観とは

- ・ 人の生活や生業と地域の風土により形成される景観地のこと。
- ・ 文化的景観をキーワードとして、みどりと文化の課題を同時に解決する手法を考えられるとよい。

○ 市民全体で支えることの重要性について

- ・ 生田緑地の価値と将来像を市民全体で共有し、それぞれの市民が得意とすることやできることを持ち寄ることで、生田緑地を市民全体で支えることが重要。
- ・ 現地での取組を直接支える担い手の育成も必要だが、関心があって、協力したいと思う市民を結集するには、多様なかわり方、参加の仕方を受け入れる体制を構築することも重要。

○ 関連計画との連携について

- ・ 生田緑地ビジョンと関連計画との連携について、市民の理解と協力を得るためには、ビジョンと関連計画の関係性を明確にする必要がある。

○ 周辺地域とのつながりについて

- ・ 生田緑地として考えることと、周辺地域がエリアマネジメント（※8）の中で生田緑地をどのように活用しようとしているかを、生田緑地ビジョンの中でつなげていくことが重要。

※8. エリアマネジメントとは

- ・ 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組。

○ 新たなミュージアムに関する基本構想（案）について

- ・ 階段を上った場所から一望できるばら苑の景観が持つ特別な価値を、新たなミュージアムの建設によって損なうことがないようにする必要がある。

- ・ 新たなミュージアムを単体で考えるのではなく、生田緑地全体の価値を守り、高めることに貢献するための議論を進める必要がある。

(イ) 現況調査等により明らかになった課題

a 現況利用状況

- ・ 生田緑地の利用促進と回遊性向上に向けた課題と可能性を明らかにするため、スマートフォンの位置情報を用いて、利用状況を広域的に把握しました。

■ 各出入口の利用状況

○ 各出入口の利用割合

- ・ 東口、西口、戸隠不動口、北口（長者穴口）、おし沼方面の出入口、広福寺方面の出入口の利用割合を見ると、東口が約 7 割で最も高く、次いで西口が約 2 割になっています。

○ コロナ禍の出入口利用状況

〔コロナ前（2019 年 5 月の 1 か月間）〕

- ・ 年齢別では、各出入口ともに 20 代の利用は少なく、70 代以上、60 代の利用が多い傾向にあります。

〔緊急事態宣言中〕

- ・ 東口に対する西口の利用状況（ $(\text{西口}/\text{東口}) \times 100$ ）を比較すると、コロナ前：17%、第 1 回緊急事態宣言期間中：26%、第 2 回緊急事態宣言期間中：35%と変化しており、西口の利用が増加傾向にあることがわかります。この傾向は現在も継続しており、2022 年 5 月の 1 か月間は 39%となっています。
- ・ 年齢別では、各出入口で 70 代以上の利用が多く、東口では、朝 6 時 30 分前後に 70 代以上の女性が非常に多く利用しています。（各緊急事態宣言中も同様）

■ 各施設の利用状況

○ 各施設の利用割合

- ・ 東口ビジターセンター、西口サテライト、岡本太郎美術館、日本民家園、青少年科学館の利用割合をみると、日本民家園が約 4 割で最も多く、次いで青少年科学館が約 2 割になっています。

○ コロナ禍の施設利用状況

〔コロナ前（2019 年 5 月の 1 か月間）〕

- ・ 年齢別では、西口サテライト、岡本太郎美術館は各年代とも同程度の利用割合です。他の施設では、70 代以上の利用が多い傾向があります。平日では、西口サテライト以外の施設で 70 代以上の利用が顕著に多い傾向があります。

[緊急事態宣言中]

- ・年齢別に見ると、各施設とも70代以上の利用が多い傾向があります。各施設の利用状況を見ると、特に日本民家園に変化が見られ、第1回：35%、第2回：39%となっています。

(ウ) 現利用者アンケート

- ・既存利用者のニーズと属性を明らかにするため、令和4（2022）年10月下旬の平日・休日各2日、中央地区及びばら苑にてアンケート調査を実施し、440名の回答を得ました。
- ・全国の街区公園から国営公園までの都市公園を対象としたアンケート調査「令和3年度都市公園利用実態調査」のまとめを参考にして、生田緑地の利用者アンケート調査の結果を比較解析しました。結果については、以下のとおりでした。

○ アクセス改善の要望

- ・週末に駐車場が不足するなど、アクセスの改善についての要望が顕著である。

○ リピーター率が高い利用

- ・年に数回利用する人が多く、遠くからも来たくなる魅力がある。

○ 利用目的

- ・散策、自然観察という利用が多くを占めており、子ども遊びなどが求められている。

○ 利用の形態

- ・団体や家族での利用が多く、広場や休憩スペースへの要望が多い。

○ 滞在時間

- ・他の総合公園に比べて、長くゆっくり楽しめる場づくりが求められている。

○ 生田緑地の好きなところ

- ・自然とのふれあい、文化施設が大きな魅力で、ゆっくり自然と親しめる場、まちづくりや景観の見本となることが求められている。

○ 生田緑地への不満

- ・アクセス手段、食事の場の不足、マナー改善などが求められている。

○ 生田緑地の利用の動機

- ・近くの高齢者などのためのきれいな広場、文化施設、遊びの場が利用動機の大きな部分を占めている。

○ 自由意見

- ・自然に関しては「現状で満足している」という意見が多かった。
- ・ソフト面への意見として、「情報発信やイベント告知などの要望」があった。
- ・ハード面への意見として、「遊具や子供の遊び場がほしい」「売店や軽食の店、レストランがほしい」、「散策路の整備」などがあった。
- ・「スペースに余裕のあるトイレ」「高齢者でも歩きやすい、動きやすい園路など」「民家園蕎麦屋さんの椅子席」などバリアフリー対応等を求める意見があった。

(I) 近隣小学生アンケート

- ・ 近隣小学生のニーズと属性を明らかにするため、令和5（2023）年1月に東生田小学校で1～6年の生徒に対して、生田緑地に関する利用者アンケート調査を実施しました。回答者655名、学年ごとにおおよそ同数の回答を得ました。

	回収数	構成比
1年生	118	18.0%
2年生	118	18.0%
3年生	101	15.4%
4年生	120	18.3%
5年生	103	15.7%
6年生	86	13.1%
わかば	9	1.4%
合計	655	100%

① よく利用されている公園施設について

- ・ 中央広場 541、榊形山広場・展望台 411、宙と緑の科学館 283、岡本太郎美術館 217、ビジターセンター 163、ホタルの里 124 の順に多くなっています。
- ・ 一般利用者アンケートの結果と比較すると、民家園が少なく、ホタルの里が多いので、自然の利用頻度が高いことが分かりました。
- ・ 宙と緑の科学館、岡本美術館において、イベント開催が多く、子どもたちに人気があります。
- ・ ホタルの里やつつじ山、しょうぶ園、とんもり谷戸などの利用が多いことから、子どもたちは自然の中に入る機会が多いことが分かりました。

② 何をしに行くかについて

- ・ 「遊びに行く」が最も多いのは、子どもたちにとっては、全てが遊びという感覚で公園を利用しているからだと思われます。
- ・ 生田緑地は、学校の授業でもよく使われていることが分かります。
- ・ イベント、ピクニックなどの印象に残る出来事の記憶が数値に表れているようです。

③ 自然のうち、何に興味があるかについて

- ・ 自然のうち、「星空」が一番で、宙と緑の科学館の魅力が大きいようです。
- ・ 樹木、季節の花、水生生物、小動物、植物、昆虫の順に多く、関心は多方面にあるようです。野鳥、水辺、キノコ、地層にも興味があるようで、「とくに興味ない」は最も少なかったことから、自然は大きな魅力を備えていることが分かりました。

④ 自然・文化を守り、ふれあう活動への協力について

- ・ どのように協力できるかという問いに対し、「植物を育てる」「自然観察会に参加」「昔遊びを伝える」が順に多く、協力の意欲はあるようです。
- ・ 「大人になったら参加したい」「できる活動が分からない」「どうしたらよいか分からない」が多く、体験や情報が少ないようです。
- ・ 「参加したくない」は104名（16%）、「既に活動している」は39名（6%）でした。

⑤ より良い生田緑地にするための意見

- ・ 「自然を大切に将来へ残す」が半数以上で最も多い意見でした。
- ・ 「遊びの施設を増やす」も1/3以上の多い意見でした。
- ・ 「生き物の種類をもっと増やす」と「イベントを増やす」が同程度いました。

- ・「楽しく歩ける道を増やす」「眺めのよい場所を増やす」「レストラン、売店を増やす」「休憩所を増やす」「昔のことを体験できるようにする」などの公園的要素への回答もありました。
- ・「ばら苑に行きやすくする」という意見もありました。

(オ) 関係団体ヒアリング

生田緑地及び3館指定管理者、ゴルフ場指定管理者、生田緑地ばら苑管理者、生田緑地ばら苑管理者、ばら苑ボランティアの会、生田緑地整備事務所へのヒアリングを行いました。

【生田緑地及び3館指定管理者】

自然を守る活動団体が複数あるなかでの指定管理者の取組、市民の参加を増やそうとする試み、ナラ枯れで発生した木材を薪などに利用する取組などの実績や、実施プログラムの「モニタリング」の難しさ、里山的な管理を行う区域の減少、地域との関係構築木を伐採する際の確認や緊急時の対応の難しさなどについての課題を把握することができました。また、山火事発生への懸念についても情報収集することができました。

【ゴルフ場指定管理】

生物多様性など多面的な緑地利用を行いつつあること、近隣の女性客が増えていること、中高齢者減少に伴う将来的な利用者減少に対する懸念、ナイトカートツアー、虫取りイベント、フットゴルフでの開放、イベント時の駐車場開放などの取組について確認することができました。

【生田緑地ばら苑委託事業者】

施設の老朽化への窮状と対応、ばら苑の総合的な改修への期待、ボランティアの固定化と指導、運営に関しての課題などについて確認することができました。

【生田緑地ばら苑ボランティア】

生田緑地ならではの見せ方、ばらの品種の重要性、ばらの病気への対策、土の入れ替え、新しいばら苑の考え方、景観の特徴、水系、アクセス、開園範囲・期間などについて確認することができました。

【生田緑地整備事務所】

ナラ枯れに関する調査及び対応が遅れていること、自然に関する広範な調査を行う必要性、指定管理者が情報をまとめていることで以前より横断的な連携がとれるようになっていくこと、地域の動向、東地区に関する情報の入手、試行的活動への協力（バイオマス、水田やため池の運用など）について確認できました。

【活動ボランティア団体】

要望書により、里山の利用と保全は一体であること、農作物や山の恵みを販売したり、レクリエーションに活用したりすること、必要でない園路の整理、夜間閉鎖管理のエリア設定、情報のオープン化と即時性の確保、マネジメント会議会員の交流の場の設定、個人でもボランティアに参加できるしくみづくり、ワークショップ的な課題解決の場の設定などの意見が出されています。

カ 生田緑地ビジョンの改定に向けた検討事項

(ア) 生物多様性の危機への対応

① ワイズユースのしくみづくり

■ 活動資金の確保を含む持続可能な管理のあり方

- ・ 生田緑地内の樹林地の大半はかつての里山林ですが、近年急激に深刻化したナラ枯れにより、生物多様性第2の危機（アンダーユースがもたらす危機）が看過できない状況となっています。
- ・ これまでのような保全を主体とする管理ではナラ枯れの再発を防ぐことはできないため、樹林地の持続可能性を担保するには、若い小径木で構成される低林を維持し、高齢化・高林化・大径木化を避けることが望ましいと考えられています。
- ・ かつての里山林のように人為的な攪乱によって維持されてきた生態系の健全性を回復し、樹林地のグリーンインフラ機能を維持するためには、SDGs（持続可能な開発目標）やNbS（※9）の視点に基づいて、樹林地から得られる資源の価値を再評価し、自然と人々との営みの関係性を回復するワイズユースのしくみづくりが求められています。

※9. NbS とは

- ・ 社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福及び生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のため行動（Nature-based Solutions 国際自然保護連合（IUCN）による定義）。

■ 活動資金を得るための手法の検討

○ 活動資金の必要性

- ・ 里山林の再生に取り組むべき樹林地は生田緑地のほぼ全域に広がっており、既存の市民活動団体に加え多人数の新たな参加者を募るしくみが必要なだけでなく、長期的な取組を支えるための世代交代を促すしくみも求められます。市民活動への参加意欲を維持し、負担を軽減するためにも、一定額の活動資金が継続的に得られることが求められています。

持続可能な管理のあり方（ワズユース）の実践例

北広島町の取組－芸北せどやま再生事業

- ・芸北地域（広島県北西部）に位置する「芸北 高原の自然館」（北広島町教育委員会）の主任学芸員である白川勝信氏は、多様な立場の人が自発的に「関わりたい」と思う地域循環システムとして、放置されていたせどやま（裏山）から木材を伐り出し、「せどやま市場」に持っていき、地元商店で使える地域通貨「せどやま券」で買い取ってもらえるというしくみを考案しました。「芸北 高原の自然館」の運営を担う認定 NPO 法人西中国山地自然史研究会が事務局となっており、事業が進められています。
- ・買い取られた木材は薪となっており、芸北オークガーデンの温浴施設や、個人宅、バイオマス発電の熱源として販売されます。里山の保全、地域通貨による経済循環、再生可能エネルギーの利用促進が同時に進められています。
- ・地域で消費されるエネルギーを地域でまかなう、地域通貨により地域経済を活性化し、里山再生への道筋ができるという統合的なしくみであり、地域の小学校では里山の木を伐り出して地域通貨を得る体験を授業に取り入れるなど教育にも役立てられています。

■ 地域が抱える3つの「E」問題の解決

- Ecology：山林の景観および生態系保全
せどやまの適切な管理を通じて、地域の生物多様性の保全を実現し、水源涵養、獣害抑止、景観保全など、里山の多面的機能を取り戻す。
- Economy：地域経済の活性化
木質バイオマスの流過程において、芸北地域だけで使える地域通貨を活用することで、地域経済の活性化を図る。
- Energy：木質バイオマスの利用促進
主にコナラなどの落葉樹に由来する木質資源の利用を促進して、使われなくなったせどやま（裏山、里山）の管理を促進する。

■ せどやまを取り巻く課題

- 木がお金にならない、売れない
- 林業の担い手がいない
- 木を使う必要がない

■ 解決するための取組

- 木を買い上げるしくみづくり
- 少量でも、安定した値段で木を買い上げるしくみをつくる
- だれでも着手しやすいしくみづくり
- だれでも安全に木の搬出を始められるように、研修会などを実施する
- 消費地の確保
- 薪、シイタケのほだ木、ボイラー用の薪など、商品の生産と流通を促す

■ 温浴施設の諸元

- ・芸北オークガーデンでは、薪ボイラーの導入にあたり担当職員2名の増員。薪の投入後3～4時間は手が空くため、薪作りの他、送迎バスの運転、庭の手入れ、廃棄物の運搬、小水力発電所のメンテナンスなどの仕事を兼務しています。
 - ・北広島町では、町内に住所を有する個人・事業者が新規導入する薪ストーブに対して、購入および設置に要する費用の一部を助成し、せどやま市場に集まる薪材の消費を後押ししています。助成額は、薪ストーブ購入・設置費用の合計から消費税および地方消費税相当額を除いて得た額の2分の1（1,000円未満の端数を切り捨てた額）以内で、上限は10万円。
- 事業主体：芸北オークガーデン（指定管理者：㈱芸北プラモーション）

所在地：広島県北広島町

運用開始時期：平成28（2016）年3月

出力：薪ボイラー170kW×1台＋蓄熱タンク7.5t

熱利用：給湯、昇温、保温

燃料（薪）供給：NPO 法人西中国山地自然史研究会

年間薪使用量：約350～400m³

参考資料

- ・芸北せどやま再生事業－事業のご紹介－パンフレット <http://shizenkan.sakura.ne.jp/files/2019/sedoyama2019.pdf>
- ・一般財団法人セブン－イレブン記念財団広報誌『みどりの風』「わが街の環境マイスター 自然と人を融合する地域通貨という発想」 <https://www.7midori.org/katsudo/kouhou/kaze/meister/202212meister/>
- ・認定 NPO 法人西中国山地自然史研究会 H P <http://np0.shizenkan.info/>



せどやま市場



温浴施設の薪ボイラー

（出典：認定 NPO 法人西中国山地自然史研究会ホームページ <http://np0.shizenkan.info/?cat=4>）

○ 民間企業との連携の可能性

- ・ 活動資金を得るための実現性の高い手法のひとつとして、里山林の再生活動に伴い発生する一定量の木材を近隣の民間企業等に販売することが考えられます。
- ・ 現状でも、指定管理者により薪材の販売が行われていますが、一般来園者をターゲットとした少量販売にとどまっており、まとまった量の販売ルートを見出すことが課題となっています。
- ・ 木材の販売先となりうる業種・用途としては、バイオマスエネルギーを熱源とした温浴施設や発電施設、薪窯を持つパン屋やレストラン、薪ストーブを持つ家庭や施設、シイタケ栽培用のほだ木、木工教室等が想定されます。

木材の販売先・用途のイメージ

■ バイオマス発電施設

川崎市内のチップ燃料製造業者（川崎区）では、建設廃材などからチップ燃料をつくり、隣接するバイオマス発電所（国内初の都市型バイオマス発電所、川崎区）の使用燃料の1/3を賄っています。



川崎バイオマス発電所では多様な燃料を使用できる循環流動層ボイラーを採用（出典：川崎バイオマス発電株式会社 HP、<https://www.kawasaki-biomass.jp/power-plant/>）

■ 薪窯

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺に立地する薪窯を所有するレストラン等に生田緑地から薪材を納入することで地域連携を深め、回遊利用を促すことにも可能性が生まれます。



薪窯のイメージ写真。薪窯はピザやパンなどの調理に使用します。

■ シイタケ栽培用ほだ木

シイタケ栽培用のコナラ原木のサイズは直径 10cm 内外、長さ 90cm 内外。一般に原木のみの販売で 1 本 500 円内外、種駒付では 1 本 2000 円内外で販売されています。



シイタケ原木栽培のイメージ写真

■ 薪ボイラー温浴施設

鶴の湯温泉（和歌山県みなべ町）は災害時避難場所に指定されており、温泉施設を災害時に利用可能とするため入手容易な薪材を燃料とするボイラーを導入しました。



鶴の湯温泉（出典：林野庁 HP、https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/attach/pdf/con_4-35.pdf）

■ 薪ストーブ

東ロビジターセンターでは生田緑地内のナラ枯れ伐採木材等の活用と暖房コスト削減のため、指定管理者により薪ストーブを設置しています。



東ロビジターセンター 1 階の薪ストーブ

■ 木工教室等

未乾燥の生木を用いて暮らしの道具をつくる木工（グリーンウッドワーク）は、時間がたつと乾燥してゆがみが出ることもありますが、原木を乾燥させる手間がなく、材も柔らかいため、初心者が木工の基本テクニックを学ぶのに適しています。



手づくり木工作品のイメージ写真

○ 里山林再生活動と連携する民間企業側のメリット

- ・ 薪材を再生可能エネルギーとして活用することで、カーボンニュートラルに貢献できます。
- ・ 薪材等の対価を支払うことで、里山林の再生に活動資金を提供する社会貢献ができます。
- ・ 事業地の近隣に資源の入手先を得ることで、運搬にかかるコストとエネルギーを削減できます。
- ・ 薪風呂は湯冷めしにくい、薪窯で焼いたパンはおいしい、といった顧客に訴求する付加価値の創出も期待できます。
- ・ 投資家・金融機関は SDGs や生物多様性に貢献する企業を投資先として重視しており、ESG 投資（※10）やグリーン投資（※11）の市場規模が近年急速に拡大しています。生田緑地の里山林再生活動と連携してグリーンプロジェクトに取り組む企業は、ESG 投資等による事業資金が得やすくなります。

※10. ESG 投資とは

- ・ 環境 Environment や社会 Social に貢献し、企業統治 Governance に配慮している企業を重視・選別して行なう投資のこと。

※11. グリーン投資とは

- ・ グリーンプロジェクト（地球温暖化対策や再生可能エネルギー事業など環境問題の解決に貢献する事業）への投資のこと。グリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行される債券をグリーンボンドという。グリーンボンドの発行体は国際機関から国・地方公共団体・民間企業まで多岐にわたる（川崎市では令和 4（2022）年にグリーンボンド 100 億円を発行）。

② 情報発信の多様な役割

○ 市民科学により蓄積される情報の活用

- ・ 市民科学は、専門分野の研究を補完する役割を果たしており、近年の情報技術の進歩とともに世界的に急速に進展しています。
- ・ 生田緑地の自然環境や生物多様性を保全する取組に、市民が主体的にかかわり蓄積してきた情報を積極的に市民に還元することで、生田緑地の自然環境の価値の共有、市民活動への理解の醸成、市民活動の新たな担い手の誘致などを進展させることができると考えられます。

○ 教育・学習に変革をもたらす市民科学

- ・市民科学は、教育の視点からもイノベーションをもたらしており、市民が科学研究の過程に積極的にかかわることで、知識や技術を習得でき、科学的なリテラシーを高め、自然・社会環境に対する価値観やアプローチに変容をもたらしているといわれています。

市民科学の実践例

十日町市立里山科学館 越後松之山

「森の学校」キョロロ

・新潟県十日町市松之山に位置し、雪降る里山「雪里」の生物多様性に関連した展示や豊富な体験プログラムにより楽しく体験し学ぶことができる地域博物館です。学術的な研究や展示だけでなく、市民を主体とした地域づくりの拠点となる施設をめざして活動しています。

○ 地域博物館とは

- ・地域の自然や文化などを保存したり、それらを活用した教育普及活動を行ったりする、地域に根ざした博物館活動を行う博物館のこと。

■ 活動理念

- ・地域づくりを目的とした「地域住民との協働」「都市と農村の交流」「等身大の科学」「住民皆科学者」「地域全体博物館」の構築。

○ 等身大の科学

- ・地域住民の卓越した観察眼、知恵、技を科学的に研究し、それらを展示、教育、産業活性、地域振興、里山保全活動などと有機的に結び付けて、新たな活動、この地域ならではの科学を生み出していく。

○ 住民皆科学者

- ・等身大の科学を地域住民とともに作り上げていくことにより地域住民を語り部から科学者へ変えていく。

○ 地域全体博物館

- ・あらゆる地域資源を地域住民とともに発掘・調査・共有化し、それらの情報をいつでも、どこでも検索・閲覧できるような住民参加型システムを構築。地域住民が皆科学者となって地域の案内を自ら行うことにより、地域資源の全てを展示物に変え、地域全体を博物館にする。

■ 事業体系

- ・地域研究を基盤とした「協働による地域づくり」の実践を主軸として、教育普及活動、展示・情報発信、体験・交流活動、里山保全活動、観光・産業活性活動を展開。



探鳥会の様子

(出典：森の学校キョロロHP、<https://www.matsunoyama.com/kyororo/>)

■ 施設概要

開館：平成 15 (2003) 年 7 月 (十日町市教育委員会 教育文化部)

延床面積：1277 m²

附属施設：「キョロロの森」(約 80ha) を自然観察、イベント開催、研究フィールドとして利用。

人員体制：核となる若手博士 1 名 (学芸員) と研究員 2 ～ 3 名の体制で運営を軌道に乗せる。開館当初から 8 年の間、中心的な役割を担った永野昌博氏は現在、大分大学理工学部准教授 (共創理工学科 自然科学コース)。

■ 市民協働調査～地域と一緒に研究活動～

- ・キョロロでは開館以来、学芸員・研究員の研究活動を地域住民や一般参加者と共に実施する「市民協働調査」を継続しています。当たり前の存在だった地域の自然への新たな視点や価値づけ、再発見という学びの場となったことや、参加者の「たくさんの目や視点」による生物多様性データの質や量の向上など、「市民協働調査」は参加者と博物館双方にとって大きなメリットがあります。また、市民協働調査の成果は博物館の企画展や、教育普及のための教材の作製、絶滅危惧種の保全活動などに活用することで、地域に還元しています。

参考資料

・『十日町市立里山科学館 越後松之山「森の学校」キョロロ 開館 10 周年記念誌』(2014)

・十日町市立里山科学館 越後松之山「森の学校」キョロロ ホームページ

<https://www.matsunoyama.com/kyororo/>

<https://www.matsunoyama.com/kyororo/citizen-survey>



花ごよみ調査の様子

(イ) 生田緑地東地区や周辺地域における取組の必要性

① 生田緑地ばら苑の再整備

生田緑地ばら苑は、開苑から 65 年経過し、ばらの感染症対策、施設の老朽化、魅力づくり等の課題に直面しています。また、市民ボランティアとの協働により管理してきた取組の持続性の確保や、本苑の位置する生田緑地東地区内の他の事業との連携・調整等が必要となっています。

生田緑地ばら苑の検討課題

(1) ばらの感染症

古い希少種のモダンローズや各国の要人にゆかりのあるバラなど多種多様なバラ(春800種3,300株,秋620種2900株)を有するが、多くのばらが根頭癌腫(こんとうがんしゅ)病※に感染しており、根本的な解決に向けて大規模なばらの植替えや土壌の入れ替えが必要となっている。

※根にコブが発生する病気で、防除方法は確立されていない。急速に枯れることはないが、患部が肥大すると樹勢が衰える。



(2) 施設の老朽化

本苑は開設から 65 年経過し、修景施設(水系施設は既に廃止)、園路、トイレ、レストハウスなど全ての施設が老朽化し、インクルーシブ施設としての取組への対応や多様なニーズに応えるためには、大規模な改修が必要となっている。

(3) 魅力づくり

「旧向ヶ丘ばら苑」は、東洋一のばら苑として開園・供用されていたが、小田急向ヶ丘遊園閉園後は、市が引き継ぎ「生田緑地ばら苑」として維持しているが、バラの品種、株数の状況や維持管理水準の向上、老朽化等に伴う水系施設の廃止、開園期間が限定されている、適切な管理体制の検討も含め、魅力づくりに向けた検討が必要となっている。

(4) 協働の取組の持続性の確保

小田急電鉄(株)から市が引継ぎ、市民ボランティアの協力を得ながら維持管理運営しているが、高齢化や担い手不足といった持続的な協働の取組に関わる対応が必要となっている。

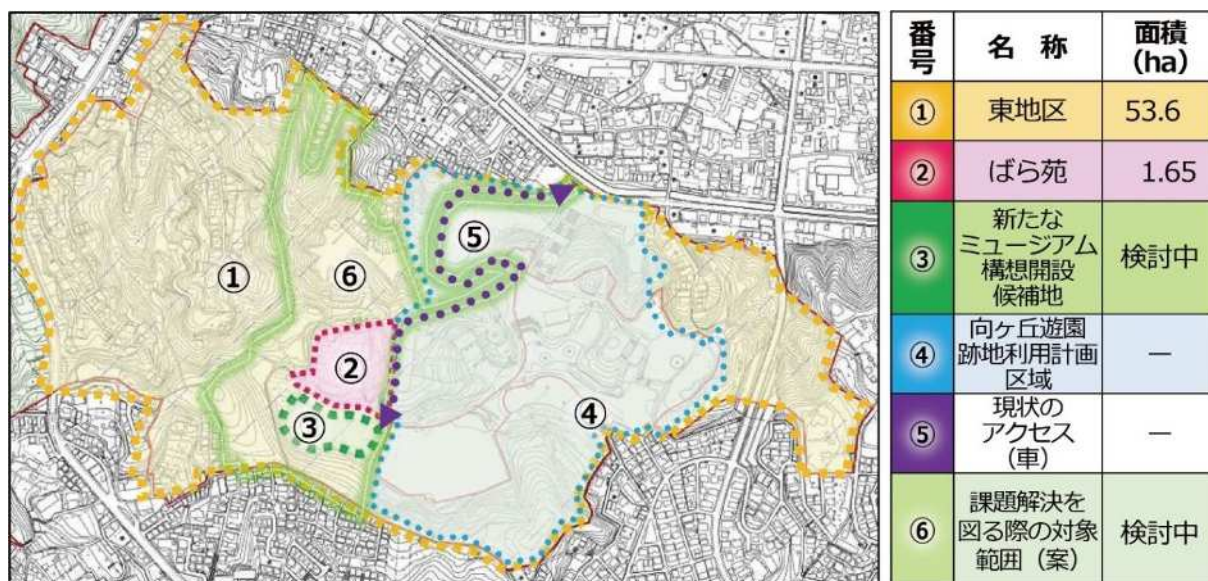
(5) アクセス路の確保

主動線は、旧向ヶ丘遊園跡地(小田急電鉄(株)の協力)に依存しており、跡地利用計画との調整・整合が必要。また、現状は、アクセス路の安全確保や送迎等の費用が当苑の管理委託費の約 1/3 を占めている。

② 向ヶ丘遊園跡地における利用計画との連携

生田緑地東地区内において、検討が進んでいる新たなミュージアム構想、向ヶ丘遊園跡地利用計画といった他の事業との調整が必要となっています。また、課題解決を図る際には、ばら苑周辺区域も含め検討する必要があります。

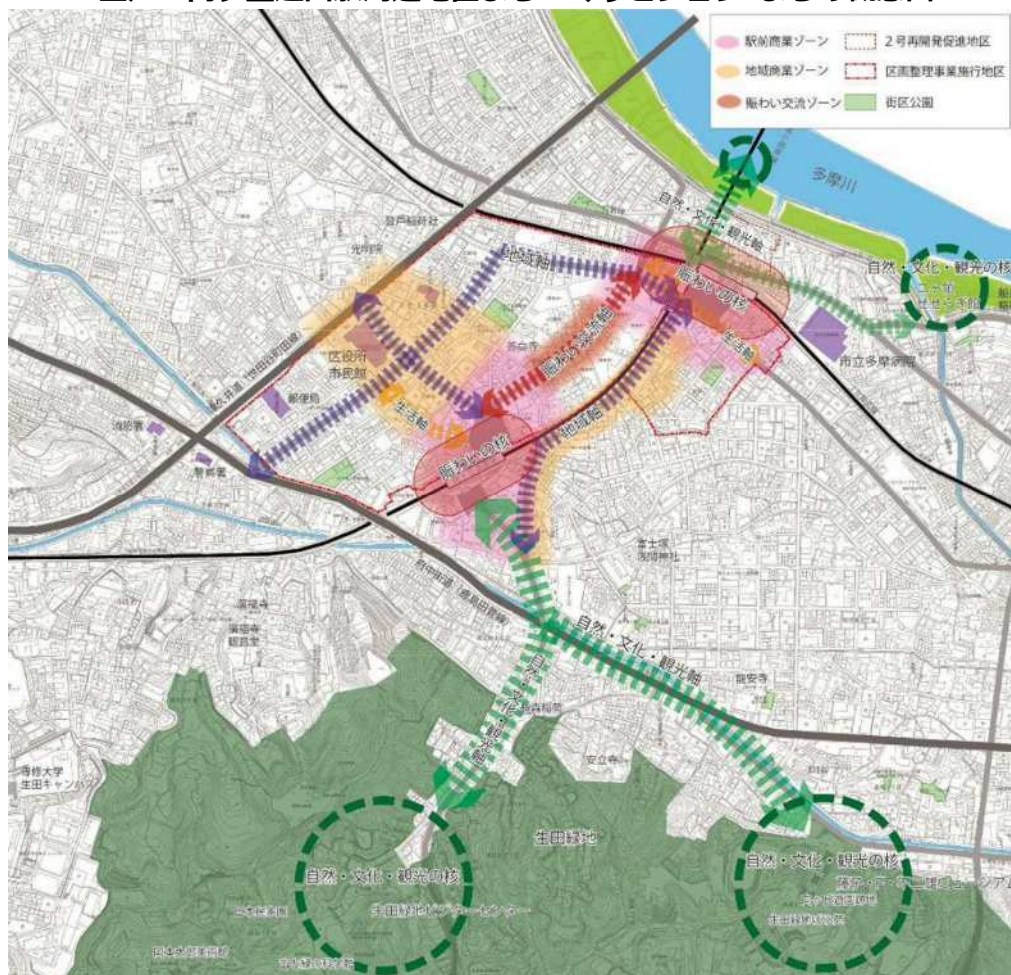
生田緑地東地区計画区分図



③ 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりとの連携

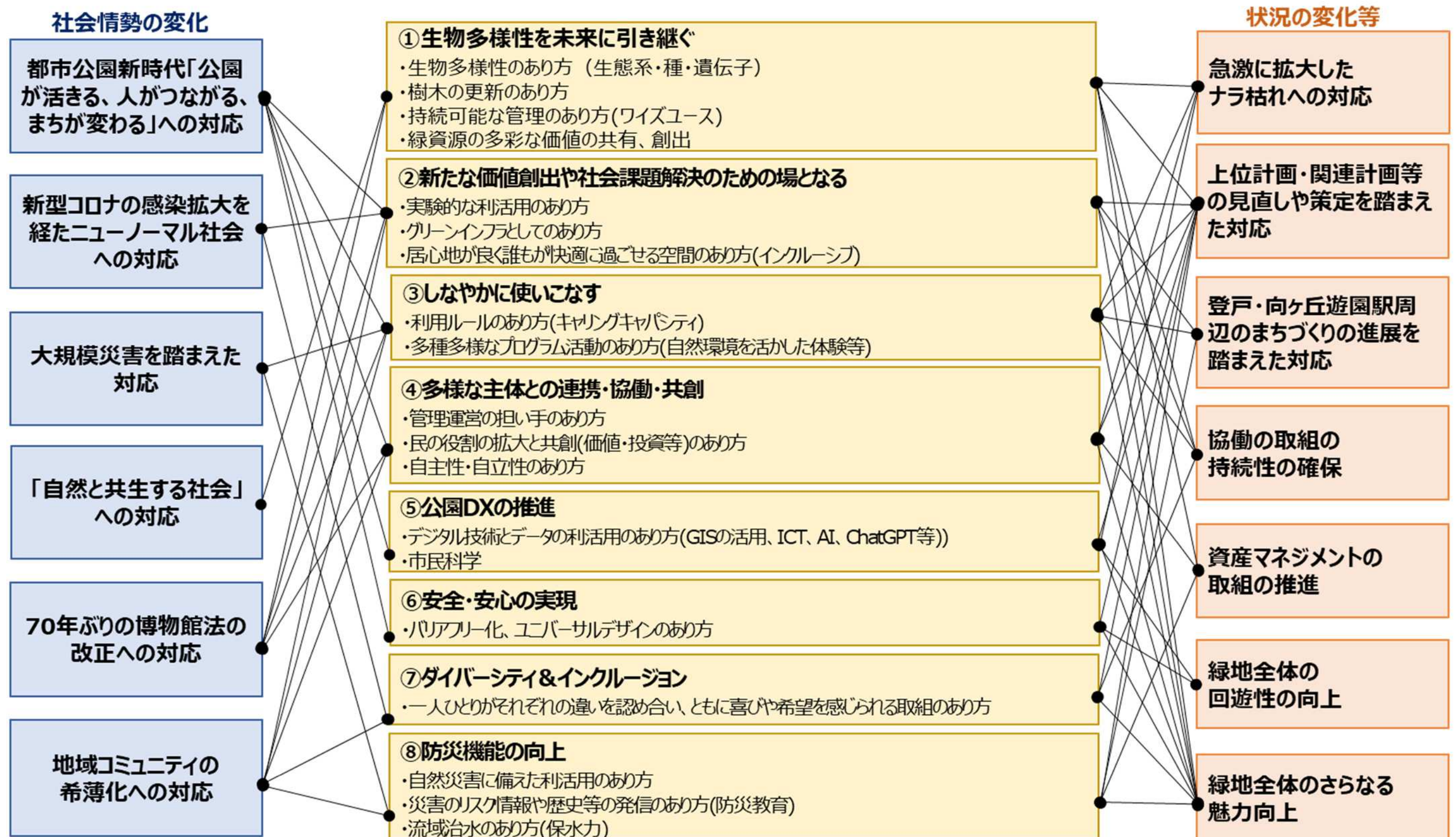
今後も周辺の人口増加が見込まれ、まちの魅力向上に向けて、これまで以上の役割が求められていますが、施設の受け入れ能力や環境への影響などを考慮することが必要です。

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョン まちの概念図



キ 改定に向けた視点の整理

社会情勢の変化や状況の変化による課題等を踏まえ、次の8つの視点に整理しました。なお、平成31(2019)年に策定した生田緑地整備の考え方における今後の整備に向けた3つの視点「自然の保全・利用」、「憩い・賑わい・交流の創出」、「防災機能の向上」については、同趣旨であるため、本視点に含みます。



(ア) 生田緑地ビジョンの改定に向けた視点の整理

① 生物多様性を未来に引き継ぐ

- ・ 生物多様性のあり方(生態系・種・遺伝子)
- ・ 樹木の更新のあり方
- ・ 持続可能な管理のあり方(ワイズユース)
- ・ 緑資源の多彩な価値の共有、創出

論点イメージ

- ・ 生物多様性保全を担う市民活動の持続性
- ・ 新たな担い手を市民活動に導く仕組みづくり
- ・ 緑地内の生物多様性について、市民が知る機会、体験する機会の拡大
- ・ 参加、継続的な活動を行う機会、条件、手段、レベルなどの多様化
- ・ 生物多様性保全につながる多種多様な活動プログラムへの参加を促進
- ・ 活動内容を参加しやすい水準とすることによる参加者の拡大
- ・ 自然環境保全管理会議の参加者の固定化、高齢化への対応
- ・ 情報公開による自由参加、参加しやすさ（ワークショップ化など）の工夫
- ・ 協議内容をテーマ別に分けるなど、新規の参加者も加わりやすい構成への改善
- ・ 植生管理計画の「やって・みて・考える」順応的管理の実行性の確保
- ・ 参考事例の公表、実施モデルの提示、簡易な手法の紹介
- ・ いつでも相談できるアドバイザーの確保、PDCA サイクルの実施
- ・ 目標設定したエリアへの新たなプロジェクトメンバーの募集と一貫した指導の提供
- ・ ナラ枯れに起因する環境変化への対応の必要性
- ・ ナラ枯れを長期的に予防する「持続可能な管理のあり方」
- ・ 自然災害の高頻度化・激甚化に対応する生田緑地の自然環境の役割
- ・ ナラ枯れによる防災・減災機能の低下への対応
- ・ 枯損木の早期処置とギャップ（空隙地）への幼樹植栽による更新の実施
- ・ 危険探知センサーによる出火、水流、地盤の位置変動などの早期発見
- ・ 生田緑地東地区や周辺地域における取組の必要性
- ・ 生田緑地東地区の整備・利用計画への対応
- ・ 都市化に伴い失われてきた周辺市街地の生物多様性への対応
- ・ 目指す林相への転換計画、遷移に関する予測と必要な手入れの明確化
- ・ 薪など燃料や林産物として利用できる森への改変計画
- ・ 野鳥、野草、昆虫などとのふれあいや観察ができる森づくり
- ・ 情報発信の役割の多様化
- ・ 自然環境の価値の共有と市民活動への理解の醸成
- ・ 生田緑地の自然の価値を体験でき、分かりやすく解説する情報発信
- ・ 生田緑地の自然を未来に引き継ぐことの大切さを情報発信
- ・ まちづくりの進展を好機とした新たな担い手の誘致
- ・ 地域コミュニティの大切さを体験でき、分かりやすく解説する情報発信
- ・ 新しいまちづくりを通じて仲間づくりを行い、まちと自然との関係を認識した新たな担い手を生田緑地に誘致

② 新たな価値創出や社会課題解決のための場となる

- ・ 実験的な利活用のあり方
- ・ グリーンインフラとしてのあり方
- ・ 居心地が良く誰もが快適に過ごせる空間のあり方（インクルーシブ）

論点イメージ

- ・ 居心地が良く誰もが快適に過ごせる空間の創出
- ・ 緑の中でくつろぐことができる空間を拡大
- ・ 自然空間が第2の居間のように自在に使われることによる価値
- ・ グリーンインフラとしての価値の再認識

③ しなやかに使いこなす

- ・ 利用ルールのあり方(キャリングキャパシティ)
- ・ 多種多様なプログラム活動のあり方（自然環境を活かした体験等）

論点イメージ

- ・ 利用ルールのあり方（キャリングキャパシティ）
- ・ 将来的にも継続できる自然資源の利用と自然環境の保全についての利用ルール設定
- ・ 実験的な利活用のあり方
- ・ 自然環境を保全しつつ自然資源を利用していくことの試行
- ・ 多種多様なプログラム活動のあり方（自然環境を活かした体験等）
- ・ 自然資源を利用することで保全にもつながるプログラム

④ 多様な主体との連携・協働・共創

- ・ 管理運営の担い手のあり方
- ・ 民の役割の拡大と共創(価値・投資等)のあり方
- ・ 自主性・自立性のあり方

論点イメージ

- ・ 管理運営の担い手のあり方
- ・ 住民、学校などが協力し合って自然環境を保全しながら利用できるしくみづくり
- ・ 民の役割の拡大と共創（価値・投資等）のあり方
- ・ 公共では提供できないサービスを民のノウハウで提供の検討
- ・ 自主性・自立性のあり方
- ・ どのような団体や個人でも自由に参画できるシステムの構築

⑤ 公園 DX の推進

- ・ デジタル技術とデータの利活用のあり方(GIS の活用、ICT、AI、ChatGPT 等)
- ・ 市民科学

論点イメージ

- ・ 市民科学を支えるデジタル技術とデータの利活用のあり方（GIS の活用、ICT、AI、ChatGPT、IC タグ等）
- ・ 市民レベルで活用できるビッグデータの整備、活用の推進

⑥ 安全・安心の実現

- ・ バリアフリー化、ユニバーサルデザインのあり方

論点イメージ

- ・ バリアフリー化、ユニバーサルデザインのあり方
- ・ 障がいがあっても、生田緑地を楽しめるようにするためのハード、ソフトと管理運営の提供
- ・ 市民レベルで活用できるビッグデータの整備、活用の推進

⑦ ダイバーシティ&インクルージョン

- ・ 一人ひとりがそれぞれの違いを認め合い、ともに喜びや希望を感じられる取組のあり方

論点イメージ

- ・ 一人ひとりがそれぞれの違いを認め合い、ともに喜びや希望を感じられる取組のあり方
- ・ 全ての人が、様々な形で生田緑地を楽しめる場所と手段を準備

⑧ 防災機能の向上

- ・ 自然災害に備えた利活用のあり方
- ・ 災害のリスク情報や歴史等の発信のあり方(防災教育)
- ・ 流域治水のあり方(保水力)

論点イメージ

- ・ 自然災害に備えた利活用のあり方
- ・ 非常時に役立つ空間や施設を想定して設置し、運用を日常的に体験
- ・ 災害のリスク情報や歴史等の発信のあり方（防災教育）
- ・ 各種の災害に対して、オープンスペースが対応できる機能を日頃から学ぶことによる対応力の強化
- ・ 流域治水のあり方（保水力）
- ・ 自然のもつ保水力を活かして、雨水の浸透、遊水機能を促進するための整備の実施
- ・ 樹林地が保水力を持続するための維持管理に関する研究

ク 新たなビジョンの必要性について

緑地の財産である「生物多様性」の危機に対応するとともに、社会情勢の変化等を踏まえ、持続可能な生田緑地の実現に向けて改めてみんなが共有できる将来像が必要となっています。

ア 生物多様性の危機、社会情勢の変化等

生物多様性の危機

社会情勢の変化等

都市公園新時代「公園が
活きる、人がつながる、まち
が変わる」への対応

新型コロナの感染拡大を経た
ニューノーマル社会への対応

大規模災害を踏まえた
対応

「自然と共生する社会」
への対応

70年ぶりの博物館法の
改正への対応

地域コミュニティの
希薄化への対応

状況の変化による課題

急激に拡大した
ナラ枯れへの対応

上位計画・関連計画等
の見直しや策定を踏ま
えた対応

登戸・向ヶ丘遊園駅周
辺のまちづくりの進展を
踏まえた対応

協働の取組の持続性
の確保

資産マネジメントの
取組の推進

緑地全体の回遊性の
向上

緑地全体のさらなる魅
力向上

生物多様性の危機へ対応するとともに、社会情勢の変化等を踏まえ、持続可能な生田緑地の実現に向けて改めてみんなが共有できる将来像が必要

イ 改定に向けた視点の整理

①生物多様性を未来
に引き継ぐ

②新たな価値創出や
社会課題解決のための
場となる

③しなやかに使いこなす

④多様な主体との連携・
協働・共創

⑤公園DXの推進

⑥安全・安心の実現

⑦ダイバーシティ&
インクルージョン

⑧防災機能の向上

生物多様性の 危機への対応

生田緑地の有する歴史・文化資源や多くの 人的資源を持続可能な形で継承

ウ 新たな生田緑地ビジョンのイメージ

○策定の背景 生田緑地の財産である「みどり・生物多様性」を未来に引き継ぐ

○策定の趣旨 生田緑地の生物多様性の危機に対応するために、
みどりの価値を改めて共有するとともに、
自然と人々との営みの関係性の回復が必要

○基本テーマ 「支えあう、自然と人々の営み」

○基本理念
生物多様性の危機に対応するとともに、基本的考え方「緑地の存在効用（保
全）と利用効用（利用）の調整により、両者が好循環するしくみ」を継承し、未
来の創造・生田緑地の発展に向けて、基本理念に基づく取組をさらに推進します。
※本改定に合わせて「緑」については、幅広い概念となる「みどり」の表記等に見直します。

『豊かな自然・文化・人・まちが共に息づき
みどりがつなげる持続可能な生田緑地の実現』

○対象範囲 生田緑地（都市計画区域 約180ha）
※ただし、ビジョンの実現に伴い分野ごとに連携する範囲は広がるものとします

○目標年次 概ね10年
（基本理念の実現に向けた10年後の将来像と基本方向を共有）

○基本理念の実現に向けて、5つの生田緑地の資源ごとにわかりやすく将来像
を示し、新たな視点を踏まえ、施策の基本方向を整理

